

令和6年第1回隱岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 令和6年3月8日 (金) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教育長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	増本	直行
総務課長	吉田	隆	危機管理室長	曾我部	一彦
会計管理者	齋藤	和幸	水産振興室長	橋本	博志
財政課長	長田	寿幸	都市計画課長	石田	傑
税務課長	池本	繁樹	総務学校教育課長	金井	和昭
町民課長	和田	美由貴	社会教育課長	中村	恒一
保健福祉課長	野津	千秋	布施支所長	山根	淳
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	近藤	勝志
エネルギー対策室長	野津	寿天	中出張所長	茶山	宏
商工観光課長	鳥井	登	中央公民館長	田中	拳
農林水産課長	河北	尚夫			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上克樹 庶務係長 齋賀千春

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答方式となっています。

また、質問時間は答弁を含み60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願ひいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものでありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願ひいたします。

また、再質問は質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願ひいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られていますので、明確な答弁をお願ひいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、3番：藤野 定幸 議員

○3番（藤野定幸）

おはようございます。

まず最初に、今年、正月早々から発生いたしました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々、また被害に遭われた方々に対し、心よりお悔やみ並びにお見舞いを申し上げます。

それでは通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。

最初に「ふるさと納税」について、お伺いいたします。

令和5年12月末時点の納税額は3,300万円ぐらいとなっています。目標額6,000万円には今年度も達成できないと思われますが、どのようなことが原因で3年連続目標額に届かないのか。また、この何年間どのようなことが新たな戦略として取り組まれたのか。その成果は、今年度、数字として表れたのか。ふるさと納税の返礼品を増やす取り組みはどうなされたの

か。他の成功した自治体との比較や相違点など、隠岐の島町に足りないものは何なのか。それをどのように取り入れたのか。結果としてどうだったのか。町としての見解を伺います。

「専門の部署をつくる考えはない。町長が先頭に立って、真に隠岐の島町を応援してくれるファンの獲得を目指して取り組んでいくが、ルールを無視してまで増やす考えはない」との答弁を前回の質問の時にいただいてましたが、結果、今年も6,000万円の目標には届かないと思いますが、これが、隠岐の島町のふるさと納税額の限界と考えておられるのか。また、現状の受託業者だけで良いのか。他の業者を増やすのかなど、比較・検討して「ふるさと納税」が増えるために、再度検討するべきだと思いますが、町としての見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

おはようございます。よろしくお願ひします。

ただ今の藤野議員の「ふるさと納税の現状と課題と今後の方針について」の質問にお答えします。

まず、本年度の取り組みにつきましては、従来の取り組みに加え、7月には大阪府泉佐野市と相互の逸品について広く発信していく仕組みづくりを行い、8月には「企業版ふるさと納税」の受け入れを開始いたしました。そして10月には新たにポータルサイトを追加し、11月には海洋ごみにスポットを当てたガバメントクラウドファンディングを実施したところであります。また、島外で開催されるイベントにおきまして、トップセールスも継続して行ってまいりました。

次に、新たな返礼品につきましては、島内の高校生が本町の発展のために開発した商品や、海洋ごみを再利用した商品、そして島に自生する黒文字を原材料とした商品など43点を追加いたしました。

しかしながら、現状におきましては思うような効果は得られておらず目標額に達していない状況にあります。一方で、本町の人気の返礼品である「岩ガキ」が昨年春にテレビで放映されると、通信販売の申し込みが殺到し瞬く間に欠品の状態となりました。人気の返礼品の欠品が「ふるさと納税」が伸び悩む1つの要因でもありましたことから、岩ガキ生産の方の設備投資に対し、ご支援をさせていただいたところであります。

また、「ふるさと納税」介せずとも情報発信の仕方ひとつで、本町の特産品が売れるという光景を目の当たりにし、改めて本町の特産品の質の高さとプロモーションの重要性を再認識させられたところであります。

新年度では、従来の取り組みに加え、金融機関と連携した「企業版ふるさと納税」のプロ

モーションや、プロモーションを専門とする事業者と連携した、個人向け情報の発信を強化してまいります。

また、生産者の皆様に対し、特産品の生産拡大に向けた支援を継続させ「ふるさと納税」の拡大に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○3番（藤野定幸）

再質問をさせていただきます。

担当課の課長でいいんですけど、他の自治体との比較とかいろんなことを検討されたと思うんですが、隠岐の島町にとってどれが一番足らなくて、このような結果になってるとか、それをまた取り入れるとかというようなことを考えておられるか、今までやられたのか。

また先ほど言いましたけど、隠岐の島町のこの金額6,000万円っていうのが、今、どうも上限になっている、そういう形になっておりますが、町長としては、この部分は隠岐の島町は1億も、2億も、3億円にもなれるポテンシャルがあると考えておられるのか、おられないのか。

それと、今年度8,000万円の目標が設定されてるように思われますが、これに対する勝算といいますか、どういう形で取り組んでおられるのか。今から取り組んでいないと、この8,000万円という数字はなかなか大きなもんですから、返礼品にしろ何にしろ、いろんな部分で次の戦略をやってないとこの8,000万円という目標は、ただの「絵にかいた餅」にならないかなと思ってそれを心配するので、どういう戦略を実際に立ててやっておられるか、この辺りを三点ですか、再質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（池田信博）

前半の部分は、宇野地域振興課長。

○番外（地域振興課長 宇野慎一）

他の自治体との比較につきましては、私の方から答弁をさせていただきます。

町長の答弁にもありましたとおり、やはり露出度、プロモーションが一番違いがあるんじゃないかなと思っております。やってることはそんなに変わりませんが、いかに皆さんに、寄付者の方に届けていくかというところでの差はあるかなと思っております。そのところから来年度、金融機関並びにプロモーションを専門とする事業者と連携して、プロモーションに力を入れ取り組んでいきたいと考えております。

○番外（町長 池田高世偉）

わが町は6,000万円と言わず、1億、2億の、それだけの「ふるさと納税」を集められる自

治体ではないかというご質問ですが、自分自身もそれは十分納得します。いかに、そこに達成するかという問題であります、先ほど申し上げましたように、現在まだ6,000万円も確保できていないという厳しい状況は理解しています。

その上でまた8,000万円、6,000万円を確保してないのに8,000万円じゃない。何なのっていう部分もあるうかと思いますが、先ほど申し上げましたように「企業版ふるさと納税」、まずここをきちんと、もっとプロモーションして、この部分を拡大していくことによって、まず5年度の目標である6,000万円を、そして新たに新年度として8,000万円まで、やっぱり自分たちが目標をきちんと大きく持って、もっと取り組んでいこうという形で設定したところです。

そのためには返礼品、5年度も43品追加したところですが、相手先が求める材料を、現在サザエとか、そういった物とか確保が十分になされてない部分があつて応えられておりません。やはり、原材料の確保という部分をしっかりとやりながら、人気商品であるものを中心に、返礼品を新たな物も含めて、返礼品の充実が一番身近な手法だと思ってますので、その点を精力的にやっていきたいと考えています。

○3番（藤野定幸）

再質問っていうことではありませんけれど、令和3年が4,413万円の納税額で1,125件。4年度が5,130万円で1,182件ほど、今年度12月末時点では3,311万円で1,004件というような形の納税の件数が出ておりますが、こういう部分の中身、極端な話、1万円の納税の方がいくらとか、5万円がいくら、10万円がいくらとか、そこまで細かい部分でやつておられると思いますが、それでなおかつ返礼品はこら辺が一番人気があると。金額から逆算していくば、返礼品はそれなりに用意しないといけないので、今、町長が言われたような格好だけやっていけるのかちょっと疑問に思いますんで、前もってこら辺を、もっと細かく中身を調べた中で、今年度8,000万円に向かって企業の部分をこれぐらい、また個人のやつを5万円の人とか、10万円の人をいかに増やすかとかいうような、そういう取り組みを今動いていないと、多分僕は「やりましたけど、結果」っていうことになったらいけないなと思いますんで。そういう細かい分析は課の方はされていると思いますが、もしそれがありましたら、最後にお聞かせください。

○番外（地域振興課長宇野慎一）

「ふるさと納税」の最初のピークが12月いっぱいということですので、12月末時点での集計結果、年齢層、どこの地域、府県からの寄付だったか、いくらの返礼品が多くあったの

かという分析を中間では1回させておりますが、最終12月末の時点で、もう一度委託業者の方に依頼をしているところでございます。

現在まだ手元に届いておりませんので、また届き次第、議員各位と協議をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○3番（藤野定幸）

「ふるさと納税」につきましては、これで終わりとしますけど、8,000万円を目標に大いに頑張っていただきますようにお願いしておきます。

続いて、「愛の橋の現状と今後の予定」についてお伺いいたします。

「愛の橋」のこれまでの経緯として、平成21年度に愛の橋の橋梁点検を実施し、老朽化が著しく架け替えが必要との診断結果が出ました。平成22年度には2t車両以上通行止めから車両通行止めとし、その後、「日吉橋」の耐震補強や、「八尾川橋」の耐修繕工事などの早期に対応が必要な事業がありました。平成29年度には「愛の橋」の架け替え工事について、平成30年度に実施設計、平成32年度末の完成を目指すこととしました。

平成30年3月に全面通行止めとし、令和元年度に測量調査結果を踏まえ、概算20億円が算出されて現在に至っていますが、今後の予定について伺います。

また、今後の課題として事業費が大幅に増えると思います。ウクライナ戦争、円安、能登の地震などで資材等の高騰が予測されます。また、14年前に必要とされていた「愛の橋」と、今後必要と思われるものが変化していくと思います。今一度、今後について検討するべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長池田高世偉）

ただ今の、藤野議員の「愛の橋のこれまでの経緯と現状及び今後の予定」についてのご質問にお答えします。

「愛の橋」が通行止めに至った経緯、及び二橋の耐震工事により進捗が遅れています状況につきましては、議員仰せのとおりでございます。

またその間、国の直轄によります修繕工事の検討も行いましたが、修繕工事は不可能との判断結果により、現在、架け替え工事にて計画を進めているところであります。

今後の予定でございますが、本年度におきまして橋梁の詳細設計及び架け替え後工事に支障となります船舶の移動先のための、仮桟橋の基本設計並びに家屋の事前調査を実施しております。その後、仮桟橋の設置、橋の取り壊し及び本橋の仮設を計画しており、令和12年度の完成を予定しております。

「愛の橋」の必要性につきましては、今後検討すべきとのご質問でございますが、「愛の橋」は港町住民の皆様には、災害時におきまして指定避難所、指定避難場所となります西郷小学校へ通じる最短経路に位置する橋であります。

また、観光面では、「西郷港周辺まちづくり」におきまして計画しております、西町から港町への「まち歩きのルート」に位置する橋でもあります。これらの点から、この橋の持つ必要性、重要性を考えますと架け替えは必要であると判断しており、今後も事業を進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○3番（藤野定幸）

再質問させていただきます。

「愛の橋」の現在は、車が通れるようなかたちで概算でしたけど20億円ぐらい掛かるという中で、今進められておるのを私も分かっております。

今の社会情勢を考えますと、物価の部分で上がって資材とか高騰するのは目に見えてますし、それと今年度にもありましたけど、仮桟橋のあれでも1,870万円ほどの詳細設計が出ておりますが、これでどうも2年間、最初の目標より延びるような話も聞いておりました。

今、町長がお答えになられたように、令和12年度を完成予定とされておりますが、どうしても今の情勢からいきますと遅くはなるけど、早くはならないんではないかっていうのは誰が考えても分かるような状況なんです。

それで、今の20億円って言われるのが、もしかしたら5億、10億と増えていくかもしれないというそういう中で、私も陳情っていいですか、この時に「今の格好にするべきだ、早くやるべきだ」というのでやりましたけど、平成21年から始まって令和12年、20年も経ちますよね。0歳の子どもがもう20歳になるっていう状況の中で、果たして今と同じ格好でやっていくのがベストなのか、その時に、1年前でも話がありましたけど「人だけ通るような橋」を造ってくれないかというようなのも実際にありました。でもやっぱし車がっていうのも、言われるとおり出来ればそれが一番ベストなんんですけど。もしかしたら、今の現状は早急に出来るんだったら車を通す橋、出来ないようだったら人だけでも通すような橋を考えるのも、今は一番いいような時期じゃないかなということで、こんな質問させていただいたんですけど、それと、ここ3年、4年も車も人も「通行止め」になった中で不都合がもし無かつて、住民の方がそれでも仕方ないって言われるんだったら早急に撤去されて、護岸をきれいにされる方がもしかしたらベストかも知れない。そういう考え方もあると思いますんで、今一度、先々のこと考えて町としては、もう1回再検討されたらどうかなと思いますけど、

町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

もう一度考え方を検討すべきじゃないかというご質問でございます。

議員のお考えは十分理解しております。この「愛の橋」の西町・港町地区の協議に10年以上を費やして協議をしてきたところでございまして、経緯の中では触れませんでしたが、町といたしましては「歩道橋」で設置したいという旨を申し上げて、協議をしたところでございます。

それが2年前に、今のかたち4mでいくんだと、地区とのお約束をした中で2年経った現在で、いや「歩道橋」にしますという簡単なことにはならないと思ってます。

おっしゃるとおり、目標は令和12年度でございますが、社会情勢について自分も考え及ばないところもあるうかと思いますので、12年にしっかりと終わるというようなことは、今、お約束することはできませんけども、12年に向かって愛の橋架橋は進めていきたいという風に思ってます。議員のお考えを十分理解しております。

○3番（藤野定幸）

再質問ではありませんので。町長の考えはよく分かりましたけど、もし、あれでしたらもう一度、素直に考えられてもいいかなと思いまして、いろいろではございますけど最後に一言、言わせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（池田信博）

以上で、藤野定幸議員の一般質問を終わります。

次に、11番、安部大助議員。

○11番（安部大助）

改めまして、おはようございます。

今回は「指定管理者制度」について、質問をさせていただきたいと思います。

「指定管理者制度」については、平成15年の地方自治法改正によって導入され約20年が経とうとしております。それまで、公の施設の管理運営は県や市町村などの出資法人や公共団体などに限られておりましたが、本制度の導入により地方公共団体が指定する法人や、民間企業、民間事業などに委ねることができるようになりました。

民間事業者が有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上、あわせて行政コストの縮減を図るなど、民間化政策、行財政改革に繋げることを目的としたのが本制度でございます。

一方で、この制度の導入により職員が住民と直接顔を合わせる機会が少なくなることや、自治体としての運営意識が低下すること。また、指定管理によって行政予算に依存することで、サービス低下や財政の悪化が全国的にも懸念されております。

現在、本町においては教育、観光、福祉、農林水産業など幅広い分野の施設において、本制度を導入しております。指定管理者制度を導入して以来、民間事業者の参入が進み、施設によっては、そのご尽力により、住民サービスの向上に繋がる運営をしていただいているものと認識しております。

しかしながら、施設の運営や指定管理者の選定、管理料などについて、議会で指摘する場面が見受けられるようになりました。行政側、指定管理者側ともにコンプライアンスがあり、ジレンマがある中、難しい部分もあると思いますが官民連携をさらに推進するために、指定管理者制度について、今一度、見つめ直す時期にきていると感じております。

そこで、三点について町長にお伺いいたします。

最初に、本制度の検証とその結果についてお聞きいたします。

個々の施設単位で運営上の協議や見直しなどは行っていると理解しておりますが、指定管理者制度について、庁舎内でどのような検証が行われ、その結果に対する町長の見解をお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の安部議員の「指定管理者制度の検証と、その結果に対する町長の見解」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、指定管理者制度は民間企業等のノウハウを活用し、住民サービスの質の向上、あわせて行政コストの縮減を図ること等を目的として導入している制度であります。

当該施設の管理運営につきましては、指定管理者と十分に意見交換を行い、協定を交わした上でその協定に則った業務の推進と本町が定める「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」に沿った点検評価を実施するものであります。

事業年度終了後には、指定管理者に「実績報告書」の提出を求め、評価の上、次年度への改善点を確認するものであります。なお、隠岐の島町図書館のように当該施設が指定管理者制度の導入に適しているか検証した結果、本町の直営に戻した事例もあり、施設の設置目的やその役割が効果的に果たされるよう運営の改善を図っていくところでありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○11番（安部大助）

答弁いただきました。個々の施設に関しまして、その都度、1年毎だと思いますけども検証、評価されていると認識はしております。

今回質問したのがですね、まずは、この制度が導入されて約20年が経ったというところの節目の時期であること。そして今、港周辺整備の方で、今後ですね先導的な官民連携事業が行われるのでやはり、この官民連携の制度であるこの「指定管理者制度」についてもう一度見直すべきかなと思っておりまして、今のように個々の施設に関しましては理解したんですけども、この本制度に対して、町としてどう評価されているのか少し聞きたいなと思っております。

少し具体例を挙げさせていただきたいと思いますけども、以前、私の方で調査といいますか、住民の皆さんからちょっと話を聞きながら、ある施設について「開いてるのか、開いてないのか分からない」と、県道沿いにありますので、やはり目立つ部分にあります。長年ですね、ブラインドがずっと下がったままであると、そういう住民の皆さんの方の声をいただきまして、その担当課の方に話を聞きに行かせてもらいました。

その時にも、しっかりと“のぼり”等を揚げたりして、「今、開いてますよ」と、「皆さん来てくださいね」というような格好をしっかりと作っていくべきじゃないかと。それが住民サービスの向上にもなるということで要望させてもらいました。聞きますと、他の議員からも話は聞いてますという担当の話も聞きました。で、その指定管理者が変わりました、そうすると直ぐ“のぼり”が5本、6本一気に付きました。そして、住民の皆さんからは「良かった」という声も聞きました。これは、指定管理者の運営上の考え方の問題なのか。それとも、この制度に関しては行政が指導、あるいは評価をしていく役割を持っております。これが不足してたのか。私自身もそこが、まだ分かっておりません。

そういう現状を踏まえた時には、町長はどういった評価をされるのか。見解を願いたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

指定管理者制度の町の役割という部分が、主だと思いますけども。

もちろん、町として十分な指導をすべきだということは分かっておられると思いますし、それが、私の反省として不足していた部分もあろうかと思います。きちんと指導をしていくべき制度の内容だと思っております。

また一点、この指定管理の制度20年経ちますけども、不満タラタラ言いますと、国の制度

自分が都会型の制度であって、民間のノウハウを生かすという点で競合してサービスの質を向上させる。あるいは、経費を節減するというのが本来の目的で導入されたところであって、本町に「指定管理者制度」が本当に合ってるのかどうかなという個人的には思いを持ちながら、その中で國の方針に従ってやっております。

それが今のご質問に対しての答えでなくて、そういういた思いもありますが制度は制度ですので、しっかりと今後は、従来のことを今言われた部分は反省点として、今後の「指定管理者制度」の中で評価も含めて、活かしていきたいと思いますのでご理解お願いしたいと思います。

○11番（安部大助）

今の件に関して、これは運営上の評価なのかなと思っております。

これは指定管理者が悪いとかではなくて、やはり行政もそこにしっかりと関わっていかないといけないという、これ結果なのかなと思っておりますので、今町長からもやはり指導が、協議はされてると思うんですけど、やはりそういった住民の声に関して、反映させるようなしっかりと指導がされてこなかった。これは「行政の反省すべきだ」ということを言われましたので、その評価かなと思っております。

次に、「指定管理料」についてちょっとお聞きしたいなと思っております。

今、隠岐の島町の中でも多くの指定管理者制度を作つてやってまして、同じ形態の施設に関する指定管理料を払っている施設と払っていない施設があると思います。

観光関係だと思いますけど、我々住民とすると、そこは指定管理して料金（指定管理料）はいらないと、もしかしたらその事業者さんから言われてるんだと思いますけど、本当に「すごいな」と毎回聞くと驚くんんですけども。この制度の1つの目的に予算の縮減というのがあります。そういう意味では本当に高い評価といいますか、素晴らしいなということしかないんですけども。しかしながら、やはりこの制度に則つていくという目線で見ると、施設に対する最低限の費用ですね管理費、そういったものをしっかりとお支払いをして、対価になりますけども、それをしっかりと払つて、さらに住民サービスを向上していただきたいというのがこの制度に則つた運営だと思っております。

その時に、それを考えると相手先が「いらないよ」と言って、「そうですか」っていうことになると、住民サイドからすると此処の施設は払っている、此処の施設は払っていない。これが公平性まではいきませんけど、住民からするとちょっと不思議になつて。じゃ向こうも払わなくていいんじゃないかというような考えに至つてしまつ。そういういた誤解を招いてし

まう、今の現状。そういういた指定管理料についての評価もお聞きしたいと思いますし、また同じ形態の施設の中で収支、収入と支出を単純に引いたような積算根拠の施設等、あるいは、その施設の最低限の維持管理にかかる費用で計算している施設があると思います。施設の形態とか、その形状によってまた変わるとは思うんですけども、その辺の指定管理料についての町長のその評価といいますか、聞かせていただければなと思っております。

○番外（町長 池田高世偉）

指定管理料の積算金額の設定、また類似施設での差が見えて、住民の皆さんのが不安視するんじやないかというようなご質問ですが、まず一点、指定管理料は実績を勘案して金額を設定しています。その中で今言われた、企業がゼロでいいよと言った場合、維持管理料を払って行政経費で持つという考えは全くないです。何故ならば、指定管理の本来の制度が行政経費の節減、削減という部分が大きな面で、だから企業が競合して、都会ではサービスも質の向上もですが、経費も節減するということがありますので、指定管理料の類似施設であっても、これはケースバイケースで対応すべきだという風に考えてています。

○11番（安部大助）

今の町長の答弁、理解いたしました。

制度の目的でもあります縮減、経費の縮減がありますので、これは事業者によって競合する中で私は「いらない」ということであれば、それは町としても、いい方向にいってるという理解だと思います。

指定管理料については、本当に今、財政難という言葉はよく使いますけども、やっぱりその辺はしっかりと実績は分かるんですが、この施設に本当にどのぐらい掛かるのかというところもしっかりと合わせながら、過去の実績もあわせて、町としてもしっかりと検証していただきたいなと思っております。

次に、施設自体の運営、運用の現状について少し見解いただきたいんですけども、今、この制度自体は先ほども申しますように、今までとは公共的な組織といいますか、団体が運営をしてきた「管理委託制度」でずっとやられてきました。その後、この「指定管理者制度」になってからは、民間の方々も入ってもらうという制度になったと思います。その大きな目的は、先ほども言うように民間の皆さんのノウハウ、運営能力そういうものを活用していくという趣旨だと思います。もう20年経ってる中で、例えば出していいと思いますけどもジオの拠点施設等がありますね、それに関してはどちらかというと、町が「負担金」あるいは「補助金」を出している。それで運営している組織が指定管理者ということになっており

ます。

やはり本来であれば、そこに民間の方々が入っていただいて、民間のノウハウ、あそこの拠点施設をもっとこういった形で使えばいいんじゃないとか、そういう反応があるのかなと思うんですけど、やはり公共性の高い団体が入ることによって、それが悪いとは言いませんけども、この制度の目的に結果的にあわないのかなというのが少し懸念をしております。

実際に以前、中学校が「子ども議会」を開きました。その時に、あそこの拠点施設についていろいろ調査して、子どもたちなりに提案してました。その中で、やはり実績は皆さんのが周知が足りないとか、利用する人が少ないとか、それに対するもうちょっとしっかりと周知すべきじゃないかというような提案もありました。

あの施設自体も当初は観光客、あるいは地域の方々もやっぱりジオパークをしっかりと啓発してもらうために利用していきたいという、当初の考えあったと思います。

ジオ拠点施設ではなくて、そういった町が持っている公共施設をそういった「負担金」や「補助金」で運営してる団体に、未だに経営管理を任せているというこの実態について、町長の見解をお聞かせ願いたいなと思っております。

○番外（町長 池田高世偉）

ちょっと迷いましたが、質問の内容は、要するに公の施設のそういった補助団体、特定の団体に指定管理させていいのかというご質問と捉えていいですか。（「はい」の声あり）分かりました。

まず、先ほどから再三言ってますように、都会であれば競合する部分もあるかと思いますが、特に一つ、ジオの拠点施設のことを申し上げますと、利益性が低い施設、それを民間が手を挙げていただけるなら、それはいつでも一緒になって指定管理はちゃんと委員会がござりますんで、そこで協議してどちらを選ぶかということをすればいいことであって、採算がとれない収益性の低いああいった文化施設、入場料はありますけども、それで運営できるもんじやないですから、いう中では特定の団体にということじゃなくて、こういった田舎では、地方ではそういった部分をやらざるを得ないという風に私は理解しています。

○11番（安部大助）

ありがとうございます。先ほどから町長の答弁の中に、都会と此處では違うという話もされてます。実際、制度がですね、そこに合う、合わないがあると思うんですけども、今の経営、町長の考え方を聞いてやっぱり採算性の取れないところに対して民間の方が手が出にくいというところ、そういう見解いただきましたので理解いたしました。

次に、この制度の今後の運用についてなんですけども、お聞きしたいと思います。

先ほども明記したように個々の施設においては、各支所や課、室が担当となり、指定管理者との協議等がされておりますが、すべての施設が制度や「ガイドライン」に沿って運用されてるかというと、先ほどらい話もさせていただきました、全てがそうでないかなというよう認識をしております。現状を踏まえまして、役場全体で制度について改めて内部統制を行い運用すべきと思うですが、町長の見解をお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の安部議員の「今後の制度運用に対する町長の見解」についてのご質問にお答えいたします。

本制度に関しましては、先に述べました「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」に則り運用しております。しかしながら、議員ご指摘のとおり各施設の所管課におきましては、事業年度終了後、指定管理者が提出する「実績報告書」によりヒアリングを行い、次年度以降の取り組みの改善を図っておりますが、ガイドラインに示す「評価シート」による評価と、その結果を公表するには至っていないのが現状であります。

つきましては、年度当初から課長会を通して制度運用に関する徹底を図り、検証と評価及び、公表につなげられるよう取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○11番（安部大助）

ただ今、答弁いただきました。

基本的にはこの制度運用に関しましては、町も「ガイドライン」を作っております。これに則って進めていくという理解だと思いますけども、やはり先ほど例を挙げさせていただいたように、少しガイドラインに沿っていない部分もあるのかなと思っております。

先ほども申しましたように運用するにあたっては、管理者の努力も必要だと思いますし、行政がそこをしっかりと支援していく、あるいは時には指導していく、それが今後運用には大切なのかなと思っております。

きっとこれ課長になると思うんですけども、実際、今まで1年でも2年でもいいんですけども、町が指導するとき、何かこう管理者に対して指導する時は各課、支所等がする場合もあるんですけども、この「選定委員会」を開催して、そこから挙げていくというようなガイドラインにも入ってるんですけども、この「選定委員会」の開催っていうのは、過去やられたのかどうか。そこだけ、ちょっと確認をさせていただきたいなと思っております。

○番外（総務課長吉田隆）

ご質問にお答えいたします。

「選定委員会」の開催ということですが、この選定委員会については現在のところ、指定管理者を公募しまして選定する時にですね、複数の場合にその会を開き決定を行っているところであります。

ご質問にあった、例えば改善点、苦情等が出来て、ここを改善して欲しいという場合の「評価委員会」というのは、今のところございません。

そういう苦情が出た場合は、現在のところ担当課が確認しまして、指定管理者に来ていただきて、状況を確認し改善を図るという風に行っております。以上です。

○11番（安部大助）

はい、分かりました。

「選定委員会」は開催していないということだと思います。

公募をするとき、管理者を決めるとき等には「選定委員会」は立ち上がるのを私も知っています。ガイドラインの中では、管理運営に対して点検評価、この項目の中で所管は指定管理者との間で管理運営上の問題、課題等の解決を図る場として「選定委員会」を開催するものとするという風に明記されております。

課では解決できない、基本的には課で対処すればいいと思うんですけども、課で対処できないものに関しては、こういった「選定委員会」を挙げて、町としてしっかりとそういった評価をしていくという風に僕は捉えているんですけども。先ほどちょっと事例を挙げさせてもらったときに、やっぱり課では、課や支所そういった所に行った時に、なかなかそこの関係性とかも含めると、そこに任せることが、本当はそこで対応しないといけないんですけども現状難しいのかなと、私は正直、思っているんですけども。

やはり、こういったところには、こういった今後の運用についてはこの「選定委員会」を活用しながら、まずは支所で、課で対応し、その後「選定委員会」に報告というか、もし対応が難しければ、しっかりとやっていただくというような、この行政の体制を作っていただきたいなと思っております。

その中で、町長にお伺いしたいのは、現状も踏まえて今後、「総括質疑」でも出てるんですけども、今後、各支所、都万、五箇、布施、中村、中村はあれですけども、今後支所の方にですね一定の施設を委ねるといいますか、管理させてそこで「指定管理者制度」を進めしていくという説明もありました。

私自身、前から商工観光課につきまして本来、商工観光の政策をしっかりと打ち出してい

くかと思っておりましたので、この施設管理が少し持ちすぎた部分があつて、それをしっかりと分散していかないといけないじやないかということも言わせていただきました。その面では今回の町の方針、私はとても良いかなと理解してるんですけども。

今のこの現状を踏まえて、この指定管理者に則ったかたちでいくと、やはり支所に委ねた時に、そこに対するリスクとか体制、それについて私自身、正直課題があるのかなと思っております。この運用について、今の町の考えも含めて町長の考え方見解を少し聞かせていただきたいなと思っております。

○番外（町長 池田高世偉）

はい、観光施設について新年度から各支所に指定管理等を担当させるということ、これについて心配、不安があるのでないかというようなご質問だと思いますが、最初にお答えしましたように、議員おっしゃるとおり、我々運用はしてるんだけど「評価シート」による評価をきちんとしてなかつたという「ガイドライン」に沿ってない部分でありますので、そういったことも踏まえて、きちんとやらなければいけないというのは議員のご指摘のとおりですし、本当に重要といいますか、難しい案件については「選定委員会」を開いて、今後対応する。それは年度当初から課長会において、それを踏まえて共通認識のもとに、次年度以降の指定管理について考えたいと、いや、考えるでなく実施すべく方向でやりたいと思っています。

そして今、支所に任せて大丈夫かということでございますが、もちろん、観光振興という大きな括りでいくと本町の「商工観光課」が担当するわけですけども、支所におきます指定管理については、維持管理の部分についての役割を果たしていただくという考えはしておりますので、支所の施設になったから「商工観光課」は関係ないよということにはなりませんので、そういった、指定管理の観光施設の運営等については、きちんと本庁と協議しながらやっていくという方向で進めたいと思ってます。

○11番（安部大助）

分かりました。

私も同じようなことを思っております。支所に任せたから支所にというのじゃなくて、やはりそこは町全体でしっかりと評価、管理していただきたいと思います。

そして、やはり今後の運用に関しては先ほど町長も言ったように、「選定委員会」っていうのをしっかりと活用していただいて、町の内部統制ということありますけども、しっかりと統制を取っていただいて、この制度運用していただきたいなと思います。

最後にですけども、住民の皆さんに対する「指定管理者制度に関する周知、公表」についてお伺いしたいなと思っております。

先ほどらい、町長の方からもこの「公表」が出来ていないということもありますけども、再度聞かせていただきたいと思います。

「指定管理者制度」では民間化政策と官民連携、行財政改革を目的としておりますが、最終的には、住民の財産でもある公共施設をしっかりと活用し、住民サービスの向上に繋がることが結果として求められております。

また、公共施設は住民の財産であることから、その施設がどう運用され、結果はどうなっているのかを住民の皆さんにも理解と協力を求める必要があると思います。しかしながら、現在、住民の方々の中には指定管理施設、指定管理者、内容などを知らない方々が多く見受けられますし、制度の内容も知らない方々もおられます。

住民理解と協力を得ながら、施設を運営していくように指定管理者制度の意義や内容、運用方法や検証結果について、住民の皆さんに周知していく必要があると思いますが、町長の見解をお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の安部議員の「指定管理者制度に関する情報の公表及び住民周知」についてのご質問にお答えします。

本制度の町民の皆様への周知についてであります、隠岐の島町広報誌及びホームページ等により、制度の趣旨、指定管理者の募集・指定の結果等、周知に努めているところでございます。しかしながら、先ほど述べましたとおり、事業実績に係る検証結果の公表までに至っていないことは議員のご指摘のとおりです。

本庁の各施設は、町民の皆様一人ひとりの大切な財産であることを「肝に銘じ」、改めて制度運用の徹底と情報の公表について取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○11番（安部大助）

答弁いただきました。

公表については、進めていくということだと思います。私もいろいろな自治体のこの公表について見させていただきました。このガイドラインの中に、「公表する」ということが書かれておりますので、それが出来ていなかったということは、先ほど言われるように改善すべき部分かなと思っております。

その内容、他の自治体等の内容見ますと、基本的にはその管理者が「自己点検」をします。「自己点検シート」に記入されます。その後、それを踏まえた上で行政側が「評価シート」を策定すると思います。で、「評価シート」自体を載せている自治体もあります。あるいは指定管理施設、あるいは管理施設と管理者、後は指定管理料の有無という形でこれも出されている自治体もあります。私自身はどうやって運用がされてきたのか、それに対する行政の評価をしっかりと住民の皆さんにお知らせをして、次の更新に生かしていくというような示し方が必要かなと思っております。

また、町の「ホームページ」にも指定管理者制度という欄があります。そこには、もしかしたらその募集、あるいは決定とかの部分が入っているのかなと思います。今、全く入っていないのですけど。そういういたホームページを活用して、「指定管理者制度」という一覧を作った上で、そこに「評価シート」を貼るようなことが私は一番良いのかなと考えておりますけども、今の時点で公表の仕方、何を公表するのか、何が一番住民の皆様に大切だと思われるのか、その辺をちょっと町長の見解をお聞かせ願いたいなと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

公表においてどの点を重要視して、どのような形で公表するのかというご質問でございますが、まず、そこに至るまでに再三ご指摘いただいてお答えしてますように「評価シート」による評価を実施することが、まずもって先であり「評価シート」に基づいて、我々がどのようななかたちで住民の皆さんにより分かりやすく見ていただけるか。という点を改めて職員と一緒にになって考えて、我々が思う最善にはならんかもしれませんけど、皆さんに分かりやすい方法で公表させていただきたいと思ってます。

○11番（安部大助）

質問ではありませんけども、やはり公表する上では、やはり住民の皆様にその施設は誰が運用して自分の自己評価はどうだったのか、そして行政の評価はどうなのか、そして今後こういった改善点とか良い部分、そういう部分もしっかりと分かりやすい表記で示していくべきかなと思いますので、その辺をしっかりと期待をしながら見ていきたいと思いますので、質問をこれでおしまいにしたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、安部 大助 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、15分間休憩といたします。

（本会議休憩宣言 10時35分）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣言 10時50分）

一般質問を続行いたします。

次に、10番：池田 賢治 議員

○10番（池田 賢治）

それでは、通告いたしました。本町の「地域防災計画における震災対策」について一般質問いたします。

本件については、平成30年12月定例会で「災害に備えるべき防災訓練の重要性」について一般質問をさせていただきましたが、今年の元日に発生した「能登半島地震」の災害を踏まえて、震災対策について質問をいたします。

本町においては、昭和58年5月の「日本海中部地震」秋田県沖による津波災害、そして平成19年8月には、県内で観測史上最高となる「豪雨災害」を経験しております。なかでも、「日本海中部地震」においては、隠岐地方には幸いにも人的被害こそなかったものの、発震後90分で津波が到達し、床上床下浸水59棟、60世帯179人、河川・道路は6箇所、港湾・漁港では10箇所、また農林水産物においては、船舶・港湾施設・漁具等総額で4億9,000万円余の多数の津波被害が発生しております。

今後も、こういった自然災害がいつ起きてもおかしくない状況であり「対岸の火事」とは言っていられない大きな脅威となっていることは紛れもない事実であります。

町長の「施政方針」にもある「住んで良かった」、町民の生命・身体並びに財産を災害から保護するためにも、震災対策が本町の大きな課題になっているものと考えます。

この度の「能登半島地震」では、道路事情による交通網の寸断、海底隆起や津波被害による、海上輸送の途絶、水道、電気、通信などライフラインの甚大な損傷、地震に弱い木造家屋が散在する小さな集落の孤立など、厳しい状況が現在も続いている中で、改めて浮き彫りになったことは自治体の「業務継続計画（BCP）」と言いますけども、これの実効性への課題であります。

集落の孤立などで、職員が役所に参集できないなど、計画どおりの実行は困難を極め、本町においてもこの「業務継続計画（BCP）」が実際に機能するかどうか、検証が必要と思われます。

各自治体が業務を続ける上で、特に重要な6要素全てを網羅した「業務継続計画」を作つ

ている市町村は4割に留まり、6要素のうち3要素しか盛り込まれていない自治体も15%あるという実態が「2023年版消防白書」で公表されております。

この6要素とは、1番目に首長不在時の明確な代行順位や職員の参集体制、2番目に本庁舎が使えなくなった場合の代替庁舎の特定、3番目に電気、水、食料などの確保、4番目に災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保、5番目に重要な行政データのバックアップ、6番目に非常時優先業務の整備。この6項目であり、災害の種類や発生する時間帯、気象状況などによって被害の様相は大きく変わるために、想定される事態への具体的な対応を検討し、質の高い計画を作り上げていかなければならぬと考えます。

本町のような山あいの集落や沿岸部の集落が多く点在している中で、定期的な訓練や今回の「能登半島地震」での災害発生などを機に、その都度、「業務継続計画」を見直して更新していくべきと考えるが、町長の震災対策に関する見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の池田議員の「地域防災計画における震災対策」についてのご質問にお答えします。議員仰せのとおり、地方公共団体は地震等による大規模災害が発生した際、災害応急対策業務及び災害からの復旧、復興業務の実施主体として重要な役割を担っております。

一方、災害時においても町民の生活・安全や経済活動等に影響を与える業務につきましては、業務資源に制約を受ける中においても継続して実施していかなければなりません。

しかしながら、過去の災害では地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気、通信機器の使用が不可能となるなど、災害時の対応に支障をきたした事例が多数見受けられるところあります。

このような事態にあっても、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう「業務継続計画」の策定等により、業務の継続性を確保しておくことが極めて重要となります。

そこで本町におきましても、災害時にこれらの業務を適切に実施することを目的に、非常時優先業務の実施体制、指令命令系統の確立など重要とされる6項目を明記した。「隠岐の島町大規模災害時業務継続計画」を平成30年3月に策定しております。

議員ご指摘の本計画の更新につきましては、策定から6年が経過し被害の想定、役場本庁舎の移転業務の見直しなど、計画に相違点が生じてきていることからも必要であると考えております。

また本計画の実効性の課題につきましても、計画の更新に合わせ改めて検証することとし、大規模な災害発生時におきましても、適切に業務を執行できるよう、執行体制や対応手順、

継続に必要な資源の確保等を見直し、適切な対応に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○10番（池田賢治）

再質問いたします。

ただ今、答弁をいただきました。ここに平成26年6月に策定した「隠岐の島町地域防災計画」の冊子を、当時の平成26年にコピーしていただいております。

これ見ると風水害の対策が約300ページあります。それと震災対策が80ページの「防災計画」が出来ております。その中に、先ほど質問しましたように「業務継続計画」の策定に努めることが必要であるとされていますが、本庁舎内である行政が被災した場合の、特に重要な6要素の災害対応が具体的に明示されておりませんでした。この「防災計画」の中に。そういうこともあります、今回「一般質問」を出さしていただいたということでございます。

この「業務継続計画」の作成ガイドは平成27年5月に内閣府より示されておりますが、先ほどの町長の答弁にありましたように、平成30年3月に「業務継続計画」を策定したということですので、改めて、私もちよつと認識不足でしたので内容は確認をさせていただきます。

何れにしても、現在の「地域防災計画」は、先ほどの答弁では6年経過していると言われていますけども、継続計画の分は6年かもしれんけども、この平成26年の3月に策定されたこの計画は、もう9年近くもなっております。本計画の中にも法の規定に基づいて毎年検討し、必要に応じて修正を加えていくと定めております。

今回の「能登半島地震」をはじめとしてですね、最近では千葉県沖とか青森県沖と頻繁に地震が発生しております。そういう状況の中で、「業務継続計画」も含んだ風水害対策及び震災対策の計画を早急に見直しをして、災害に対する備えを改めて確認する時期ではないかと思います。そういうことから、その辺について町長の考えを再度伺いたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

平成26年策定の「防災計画」も含めて「業務継続計画」について変更点があるので見直したら如何かというご質問でございますが、まず一点、「防災計画」については、令和4年3月に計画を見直して策定させていただいてますので、まだ2年目ですので「防災計画」については、令和4年策定ということでご理解いただきたいと思います。

答弁で申し上げましたように、「業務継続計画」については庁舎の位置も変わったり、変更点が多い部分がございますので、早急に見直したいと思ってます。

○10番（池田賢治）

町長の見直ししていくという明確な答弁をいただきましたので、私としても安心をしております。

最後に、これは答弁は必要ありませんけども、先月の2月7日に都万小学校の6年生7名の児童が役場の都万支所議場において、教育長、課長はご存じだと思いますけども、総合的な学習のゴールとして「都万の未来会議」を支所で開催しております。6年生一人ひとりが、「ふるさと都万の未来について考え、都万の未来を明るくできるように」と、支所の方や公民館の方に向けて提案をしております。その6年生の中で、「私は、災害時の備えを充実させたい」と言う提案をしております。子どもたちも未来について考え、災害時の備えを強く子どもたちも認識していると理解をしております。

先ほど私が冒頭に申し上げましたように、町民を災害から保護し、安全確保を目指すための“住んで良かった”まちづくりの更なる強化対策を申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池田信博）

以上で、池田 賢治 議員の一般質問を終わります。

次に、7番：村上 謙武 議員

○7番（村上謙武）

それでは私の方からは、定例会初日、町長が「施政方針」で表明された重点的な取り組みに関する事項について質問をいたします。

はじめに、「沿岸漁業者の育成と沿岸漁業の活性化」についてであります。

「施政方針」の中の産業の活性化と継承に関して、町長は水産業の活性化に関する施策の中で、年々減少している沿岸漁業者の育成及び支援に取り組むことを表明されました。

本町では平成28年4月に「隠岐の島町水産業振興計画」を策定し、水産振興に関する重要な取り組みとして、担い手の確保及び育成などの項目を定め、10年後の平成37年度末の目標値を掲げ、漁業振興に関する全体像を示しております。しかし、「水産業振興計画」策定から約8年が経過し、本町の沿岸漁業を取り巻く環境はより厳しくなっていると言っても過言ではない状況が散見されます。

町はこれまで「水産業振興計画」に基づく具体的な実施計画については、「総合振興計画事業実施計画」の5か年計画の中に盛り込んでいくとの対応を続けてきましたが、現行の対応を見直し、実効性のある実施計画を策定し、沿岸漁業の振興、後継者育成に取り組むことが急務と考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、「沿岸漁業活性化を図るための具体的な実施計画を策定すべきでは」の質問についてお答えします。

現在の本町における「沿岸漁業振興策」につきましては種苗放流、人工魚礁を設置、磯焼け対策、水産物を本土に出荷する際の海上輸送費の支援の他、昨年度から新たに「沿岸自営漁業自立支援事業」を設け、新規沿岸漁業者の育成・支援に努めております。

これらの事業は、「隠岐の島町水産業振興計画」に沿ったものであり、一部「離島漁業再生支援交付金」を活用し実施しているものを除き、本町が定めます「隠岐の島町総合振興計画事業実施計画」に計上し、実施しております。

一方で、近年、水産業を取り巻く環境は海水温の上昇など、自然環境の変化や新型コロナウイルス感染症の影響、大規模災害の発生などにより年々大きく変化しており、そのような不測の事態にも適切に対応することが求められています。

議員ご提案の「実効性のある実施計画」の策定についてありますが、「沿岸漁業振興策」につきましても現在、その年の水産業を取り巻く状況に応じて適切に実施しているものと認識しており、改めて策定することは考えておりませんが、今後もその年々の状況に鑑みて、適正に事業を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○7番（村上謙武）

それでは、再質問をさせていただきます。

町長の答弁では、「実効性のある実施計画」の策定については考えていない、という答弁でございましたけど、町長が説明されました種苗放流とか人工魚礁の設置、それから水産物を本土に出荷する際の海上輸送費支援など、現在やられているということは十分承知しております。

特に、種苗放流とか人工魚礁の設置、これに関してはもう20年以来ずっと継続してやっている事業でございます。そして、「隠岐の島町水産業振興計画」に沿ったものだという風に答弁されましたけど、この「水産業振興計画」における内容を見てますと、説明のあった「振興策」以外にもですね、地産地消、魚食の普及の推進ですね、これは島内消費に繋がる取り組みであります。

また、特産品販売ブランド化による販路拡大、これは水産物に付加価値をつける取り組みであります。それから観光産業との連携、これは観光振興に繋がる取り組みであります。

そして、担い手の育成、これに関しては毎年の新規就業者数8名以上という風に目標値があります。うち自営業、自営は1名以上、これが「水産業振興計画」に盛り込まれた内容です。

ということで、今私が言ったこれらの取り組みはですね、全く今の計画の中には出てこない。「事業実施計画」の中には出てこないので見えないということあります。

「総合振興計画事業実施計画」の5か年計画の中に、今、私が言ったこういった取り組みは全く見てこない。本当に一部分しかないわけです。私が言いたいのは「実効性のある実施計画」、これについて少し説明をすると、本町の沿岸漁業に関しては、7地区720世帯の漁業集落が組織化されてるというか、そういう風に漁業を営んでるわけですけど、そういった今7地区、それぞれ各地区の状況が違いますので、地区にあったきめ細かい振興策を立てるのが必要ではないかなという、そういった趣旨でこの「実効性のある実施計画」を立てる必要性があるのではないかという風に質問してるわけです。

今までの漁業振興に関する様々な支援策が、あまり目に見えた結果があらわれていないということで、今以上の取り組みが必要ではないかなという風に思っております。

後継者育成と沿岸漁業活性化のやっぱり根本的な解決策というのは、この沿岸漁業者の年収アップに繋がる取り組みをいかに行政と漁業者が一緒になって知恵を出しながら、目に見える形の具体的な取り組みをしていくかどうかなんですよ。

これ少しでもやれば、それに応じた結果が出てくるんではないかなと。それが現在なかなか出来ていないのではないか。そうするためにも、「水産業振興計画」の中にある目標値、これを常に意識して、その目標値達成するために具体的にどんな取り組みをするべきかという、やっぱり具体性のある目に見えた「実行計画」は不可欠だという風に思っております。

私が今、再質問で述べたこの必要性について、これを受けて町長はまだこの「実効性のある実施計画」、これは必要ないという風に思われているかどうか、伺いたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

計画が必要かどうかと、どう考えるかという点でございますが、そのすべての事業について各集落、漁業集落において年々それぞれの状況に応じて漁業集落の皆さんとの意思に基づいて計画を作り、地域ごとの特色のある事業を実施している。その上に、我々の町として全般的な「振興策」を行ってます。

先ほども述べましたように、年々変わるこの状況の中で、町としてその都度きちんと考へていかなければならぬ即効性のあるものはきちんと対応してまいりますので、おっしゃつてのような計画をつくる考えはございません。

○7番（村上謙武）

具体的な「実効性のある事業実施計画」の策定は考えていないという、改めて答弁いただきましたので、次の質問に入りたいと思います。

漁業者の生活の場は海であるが、海へ出ることへの最大の不安は燃油代も稼げないこと。安心して海へ出ることができるように、本町独自の対策となると思うが、燃油代の思い切った助成等を考えていただきたい。

これは、本町の「水産業振興計画案」に対して8年前に本町が行なったパブリックコメントに寄せられた沿岸漁業従事者からの切実なご意見でした。しかし、現在においても燃油代の高騰問題が、沿岸漁業者にとっての一番の問題として解決されないまま続いている。

本町は平成29年4月施行となった、「有人国境離島法」第16条にあります、漁業支援策を活用し、漁船の操業に要する費用の軽減に直結する燃油代の助成を重要施策と考え、国からの燃油代の助成が可能となるよう最大限の努力を早急にすべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の村上議員の「漁業支援策として燃油代の助成を実現すべき」についてのご質問にお答えします。

船舶の燃料として使用される重油、軽油を含む燃油価格につきましては、令和3年当初と比較し、現在、約1.5倍まで膨らみ、安定した漁業経営を行う上で大きな影響をおよぼしております。

水産業における国の「燃油高騰対策」といたしましては、燃油価格が上昇した場合に、その影響を緩和するための備えとして、国と漁業者が一対一の割合で積み立てを行い、燃油価格が一定の基準を超えて上昇した場合、また急激な上昇があった場合に「補填金」を支払う「漁業経営セーフティーネット構築事業」を実施しており、本町における補填額は直近の1年間で2億6,400万円と報告を受けております。

また今年度から「ALPS（アルプス）処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金」が新たに設けられ、漁業者の燃油の年間消費量に応じて1ℓ当たり9円から13円の補填がなされることとなっております。

ご提案いただきました、本町独自の「燃油高騰対策」についてでありますが、本町で給油される漁船の重油、軽油の年間消費量は4,263 kℓとなっており、予算的な面からも現時点におきまして、本町独自の「燃油高騰対策」を実施することは困難であると考えておりますが、

引き続き本町の水産業発展のため、行政として進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願ひいたします。

○7番（村上謙武）

それでは、再質問させていただきます。

ただ今、水産業における国「燃油高騰対策」の内容、そして今年度から始まる「ALPS（アルプス）処理水」に対する、新たな支援事業補助金等の説明がございました。

それによると、かなり国からの支援は現在行われているという現状は理解できますが、本町のように消費地から遠く離れた離島において漁業を営む漁業者は、本土の漁業者に比べて大変大きなハンデを負っております。

そういう状況を鑑みて、平成29年度に「有人国境離島法」が施行されましたけど、その中で、我が国の領海、排他的経済水域の保全を大きな目的とする意味で、安定的な漁業経営の確保等これが盛り込まれておりますので、本町としてはこの「有人国境離島法」の趣旨を大いに活かすというか活用して是非、国からの補助を受けて本町独自の「燃油高騰対策」、私は実施できるという風に考えておりますが、町長の答弁では、「実施するのは困難であろうと考えている」というご答弁でした。なぜ困難であると考えるのか、その理由についてお伺いいたします。

○番外（町長池田高世偉）

本町独自の「支援策」を講じるべきじゃないかというご質問でございますが、国境離島に対する支援につきましては、引き続き、國の方へ要望はしていきたいと思ってます。

本町独自のものを今やるかという点については考えておりません。何故ならば、これについてはガソリンも灯油も一緒ですが、漁業者だけに本町独自のというのは、基幹産業であることは十分認識しておりますが、現在のところ考えてないというところです。

○7番（村上謙武）

それでは再々質問になりますけど、町長の答弁では、私が質問した「本町独自」という、このことにちょっと私と町長の見解の相違があるなというのを感じました。

これは行政が「有人国境離島法」の中のこういった規定を活用して、本町がこういった国からの支援を受けるようにする。その意味が本町独自の「高騰対策」という意味でございますので、そういう道は努力すれば実現可能と思いますので、引き続き町長には、こうなるように。これがやっぱり漁業経営にとっては一番、自営業者の漁業者にとっては一番有り難いことではないかなという風に思っております。

その辺の気持ちを、お聞かせいただきたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

そういう支援に取り組むという考えは、引き続かないかということだと思いますが、本町独自の単独でいうことは僕も考えてないです。それは先ほど説明したように、予算面からまた他についてのバランスから見ても今のところは考えてないと。ただ議員のおっしゃるよう、「国境離島」についての要望活動がありますので、それは全国規模でまた持つて出したいという風に考えてます。

○7番（村上謙武）

それでは次に、「木質ペレット発電事業に対する連携のあり方」について伺います。

「施政方針」の中の資源が循環する島づくりに関して町長は、新年度は民間企業と連携し、森林資源の循環にも繋がる木質ペレットを活用した、木質バイオマス発電を開始しますという風に表明されました。

本町で稼働予定の小型木質ペレット発電に関しては、発電効率が30%程度と言われており、残りの70%程度の熱エネルギーをどのように活用していくのか。

この発電事業を行う上で大変重要な要素と言われております。しかし本町の場合、この熱エネルギーの利用に関する明確な事業計画というのは、まだ民間業者の方から提示されていないということで、まだ課題として残ったままの状況であります。

町として民間事業者と連携し、ペレット発電事業に取り組むのであれば、発電の際に発生する電気以外の熱エネルギーの利用に関する課題が解決するまでは、発電事業への連携は見送るなど慎重な対応が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の村上議員の「木質ペレット発電事業に対する連携のあり方」についてのご質問にお答えします。

これまで、再生可能エネルギーの導入につきましては、「隠岐の島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、ゼロカーボンシティの実現に向けた具体的な取り組み方針をご報告させていただいているところであります。

議員ご指摘の民間事業者と連携し開始する木質ペレット発電事業は、現状を見極め慎重な対応が必要と考えるが、につきましては、まず、これまで活用されていなかった未利用材等を循環させることで、再生可能エネルギーの導入とCO₂を吸収する森林の整備、林業振興を一体的に進める木質ペレット発電を優先して取り組むこととしております。

この発電事業は単にコスト重視だけの考えではなく、産・官の投資による経済への波及効果、雇用の拡大が図られ、本町の地域振興に大きく寄与するものと考えております。

また、木質ペレットの有効活用が図れる熱利用の可能性につきましても、調査研究を進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○7番（村上謙武）

再質問の方をさせていただきます。

町長が言われる、この木質ペレット発電を優先するその理由背景については、これまでもずっと説明されてこられたので一応理解はできるんですけど、実際にそのペレット発電をした場合に、この電気しか利用されないといった時に非常に効率の悪い発電事業になってしまいます。本当に無駄が多いなと。それはもう現時点で分かってる課題でもあります。

今後、調査研究を進めてまいりますという風に、これも解決できるかどうかというのもまだはっきりしない、そういう状況でどんどんどんどんこの事業を進めていいのか、行政として、民間ならかまいませんよ。連携して取り組むということですから、当然責任も負うわけですよ。事業の収支の中で赤字が出れば当然、補填をしていくようになるでしょう。それがいくらになるのか全く見えない状況で、それを推し進めるということ自体が時期尚早ではないかなと。きちんとした計画が出来上がってからでも、連携してやろうと決断しても良いのではないかかなという風に考え、慎重な対応が必要ではないかなという風に質問したわけですが。その点を踏まえてですね、町長もう一度見解をお聞かせください。

○番外（町長池田高世偉）

再考すべきだというご質問だと思いますが、熱利用については議員のご指摘のとおり、至らんのが多々あると理解します。

ただ、先ほど申し上げましたが、林業振興の一助、また経済雇用にもう既に大きな影響を持っておりますので、この発電事業というのはそういった面でも進めていきたいという風に考えております。

○7番（村上謙武）

このペレットの発電に関しては、これから質問にも関係することですので、次の質問に入りたいと思います。

最後の質問になりますけど、「木質バイオマス利用推進センターの事業評価及び事業の見直し」について二点ほどお伺いします。

本町の木質バイオマス利用推進センターは、廃材や製材時の端材、未利用材を主な原料と

して、主としてペレットストーブ及びペレットボイラー用の燃料となる木質ペレットを製造する施設として設置されたものと理解をしております。

しかし、当該施設の完成後、予定されておりました学校や福祉施設等の公共施設へのペレットボイラーの設置計画が導入経費の増大等の問題で断念することとなつたため、ペレットの需要が施設生産能力の約1割程度しかない状況が続いております。

その打開策として、町は民間によるペレット発電事業を受け入れ、当初のペレット製造計画を大きく変更し発電用ペレットの製造にシフトすることを選択をいたしました。

そこで、以下の三点について、町長の見解を伺います。

はじめに事業がスタートしてから6年間経とうとしております。ペレット製造事業振り返ってこれまでの事業に対する町長としての評価を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の村上議員の「木質バイオマス推進センターのペレット製造事業に対する事業評価」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、これまでペレットの利活用を図るため家庭のペレット熱利用設備の普及や、公共施設への空調機器等の導入を検討いたしましたが、施設の構造上、容易に設置することができないことや、初期投資に多額な費用を要することから、当初の「ペレット導入実施計画」は思うように進みませんでした。

また、「総合振興計画事業実施計画」の外部評価におきましても、木質ペレットの製造量の目標について実施可能なのか、早急に事業内容について見直すべきとの厳しいご意見をいたしております。

のことから、「地球温暖化対策実行計画」に基づく事業の見直しを行い、ペレット発電事業を推進していくことで、これまで年間150tに留まっていたペレットの生産量も年間を通して、最大1,230tの計画的な需要が見込まれることとなりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○7番（村上謙武）

それでは、再質問いたします。

この6年間のペレット製造事業を振り返って、町長としてのこの事業に対する評価を聞きたかったわけですけど、あまり突っ込んで詳細な評価は聞けなかつたということで、ちょっと残念だなという風に思っております。

ただ一つだけあげて評価していただきたいのは、新年度ペレットの製造量の予定が590t

の予定であります。

この事業がスタートした時のそういった「収支計算計画書」を見ますと、本町の施設では600tの生産量があれば、それが「収支の損益の分岐点」という内容の表記があり計画がされております。ということは、次年度本町が製造する590tとほぼ同じようですね。それだけのペレットを製造すれば大体収支がトントンになると、当初そういう計画がありましたけど、今年度590t生産するのに約2,200万円の赤字になると、まだ足りないということで、これは町が当然、補填する金額。その辺から、この事業というのは非常にそういった「収支計算計画」が非常に甘いなというか、詳細にそういった計画がされてるんだろうか、というようなところを大いに疑問を現在感じております。

そういったところもありますので、一面だけを見てこういった事業を進めるんではなく、次の質問にも出てきますけど多面的に見て評価して事業を進めるのであれば、きちんとした評価を出して進めていただきたいという風に感じてますので、6年間を機に大きく発電用のペレットに切り換えるわけですから、そういったところで一度しっかりと、この事業に対する評価、課題、今後の見通しについて、そういったものをきちんと町として作成して、議会にも報告する義務があるんじゃないかなという風に思ってますけど、この辺について町長に伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

評価についてどう考えるかというところから始まると思うんですが、6年間の評価については先ほど答弁いたしましたように、当初計画が我々も甘かったという風に判断します。それは、公共施設をすべてペレットに変えれば、ペレット生産量が上がるという計画、これ、今更と言われても、反省すべき点を反省すべきで、それを踏まえてすべての公共施設へのペレット導入は止めたわけです。

大きく計画を変更して、発電事業に切り換えたところから考えますように、6年間を当初計画については評価できるものではないと思ってます。

ただ、今後の議会に対する説明、今までずっと将来590tから1,230tまでの収支についても報告しておりますし、今後も事業内容については当然、議会への報告はしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○7番（村上謙武）

それではですね、次の質問に入ります。

発電用ペレット製造事業これから取り組んでいくわけですけども、この事業について果た

して本町が昨年12月に宣言した「ゼロカーボンシティ」の理念に合致した事業といえるのか。今一度、多角的な視点から再度、精査すべきではないかと考えておりますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の村上議員の「発電用ペレット製造事業は、ゼロカーボンシティの理念に合致しているのか」についてのご質問にお答えします。

そもそも「カーボンニュートラル」とは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにするという考えであります。

ペレット製造稼働時のCO₂排出量等、バイオマス発電所CO₂削減量を差し引いて、CO₂削減量が上回る見込みとなっております。したがって、森林資源の循環に繋がる発電用ペレット製造事業につきましては、ゼロカーボンシティの理念に合致いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村上謙武）

それでは、再質問いたします。

町長の答弁にありました、ペレット製造稼働時のCO₂排出量ですね、これをどのように求めたのか、求めるのか。どの程度まで範囲を含めて計算するのかということについては、かなり排出量のボリュームが違ってくると思うんですけど。町長言われるよう、こういう風な理由でゼロカーボンシティの理念に合致してるという風に答弁されましたけど、現状をよく見ますと、この6年間の木質ペレット製造事業の中で何が一番問題だったかというと、私はやっぱりペレットを製造する時に多量の電気を必要とすること。ここはやはり一番、本町のペレット事業の中で大きな課題ではないかなという風に思っております。

実例で言いますと、昨年6月にこの発電用ペレットの事業を取り組むために、補正予算6,600万円の補正予算が計上されました。その中で光熱費、電気水道光熱費が確か7,000なんぼだったですかね。すいません787万円の電気代が計上されております。これ150tのペレットを製造する計画で、1t当たりに換算するとこの時5万円を超してました。すごく電気代が掛かるんだなという印象を受けました。

これはやはり大きな課題ではないかなと、今でもそういう風に捉えております。これだけのですね787万円の電気代、これを作るためにかなりのCO₂は発電時に出してるわけですよ。そういうのが、今回、町長が説明されたこの答弁では、全く含まれていないんじゃないかな

という風に私は思っております。ということで、もう少し多角的な視点からですね、精査する、検討がこれ絶対必要ではないかなという風に感じております。

ちょっと調べて、今年度の電気光熱費 1,183 万円の予算が上がっております。これ年間通しての電気代になると思うんですけど、これはもう十分足りないなというのは、前回の 6 月の補正で出された資料からは十分読み取れるわけです。前回の 6 月補正で提出された 787 万円ですね、1 か月当たりの電気使用は 131 万円です。131 万円 1 か月、これ 12 か月、年間ですると 1,572 万円。この時点で 400 万円近く足りないなという風に出てます。それがどうして減るのかな、逆にですね生産量は 150 t から 590 t に何倍も増えているのに、電気代が非常に安くなってる。こういったところもですね、きちんと分かるようにもう少し精査してから、やっぱり事業というのは進めるべきではないかという風に思っておりますけど、この電気を非常に必要とするこの本町の木質ペレット事業に対して、町長の見解を伺いたいと思います。

○番外（エネルギー対策室長 野津寿天）

村上議員の再質問にありました CO₂削減量について担当課の私の方から説明をさせてください。CO₂削減量につきましては、2022 年中国電力の CO₂排出係数、係数を基にして、積算をしております。ペレット発電事業に削減される CO₂削減量については 662.2 t、それに対してペレット工場 1,230 t、製造時の CO₂排出量が 212.7 t になりますので、町長の答弁にありましたように、ゼロカーボンシティの理念に合致してると考えております。以上です。

○7番（村上謙武）

担当室長の方から説明がありましたので、次の、質問に入りたいと思います。

最後の質問になりますが、本町の木質ペレット事業に対する当初の構想や計画は非常に評価できると思います。

しかし、現実は事業継続していくために必要とされる環境条件というのが本町には備わっていない、伴なっていないのではないかという、そういった状況があつて構想の具現化は期待できないのではないか、私は危惧される状況ではないかなと考えております。

ということで、事業開始から 6 年が経過した今ですね、ペレット製造事業そのものを大きく見直す時期に来ているのではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の村上議員の「ペレット事業そのものを大きく見直す時期に来ているのではないか」についてのご質問にお答えします。

令和 5 年第 2 回定例会における村上議員の「一般質問」にお答えさせていただきましたと

おり、今後につきましては民間事業者と連携し既存の施設を有効活用した「木質ペレット発電事業」を中心に、国が推し進めております「2050 カーボンニュートラル施策」へシフトしていくこととし、まさに再スタートを切ったばかりであります。

発電用ペレットの原材料となる原木の供給体制につきましては、町内の林業事業体と十分協議を行った上で、連携体制を強化していくこととし、今後必要となる新たな施設整備につきましては、限られた予算の中で優先順序をつけて対応していくこととしておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○7番（村上謙武）

それでは、再質問いたします。

現在、町が取り組んでおります「木質ペレット製造事業」についての、大きな見直し考えはございますかということで質問したんですけど、「ない」という趣旨の答弁でしたけど、今までのペレット用ボイラー、ストーブ用のペレット製造から発電用のペレットに切り換えたと。ここで私は当初の目的というのが、かなりかけ離れてきたかなという風な感覚を、感じを受けましたので、そこで大きく見直す時期ではないかなと。

当初のようにボイラー、ペレット事業を進めて行った方がいいんじゃないかと。現在、中地区で中出張所兼複合施設建設中ですが、その施設に関しても、本庁舎と同じようにペレットの冷暖房施設を設置しようと思えば設置できるんですよね。それから当初の計画のように温水プールとか、福祉施設もコストを下げる、ペレットボイラー等を十分検討はされたと思うんですけど、それでも無理だと言うことであれば、あっさりですね、かなり方針を変更して徐々に撤退するという選択肢が私は一番、今後将来に大きな財政的負担を残さない最適な選択肢ではないかという風に考えておりますが、そういった選択肢はないでしょうか。

町長、最後に答弁お願いします。

○番外（町長池田高世偉）

「撤退する選択はないのか」というご質問でございます。

当初の計画、先ほど申し上げましたように公共施設への設置については、設置費用が莫大な「億」という金がつく部分が小学校の場合もございました。

これを全施設でやる、また、中村の複合施設でというようなことをしていけば、あの工場が全て今のように1,230tまで動くかというと、なかなかそういうわけにいきません。

そういった今までのいろんな反省を踏まえて、再度検討した結果、発電事業で再スタートしようということで今進めておりますので、議員のお考えはご自身のお考え、そしてまた、

そういったお考えもあって当然です理解はしますが、町として撤退する考えはありません。

○7番（村上謙武）

以上で、質問を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、村上謙武議員の一般質問を終わります。

ただ今から、13時30分まで昼休憩といたします。

（本会議休憩宣言 11時56分）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣言 13時30分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、9番：西尾幸太郎議員

○9番（西尾幸太郎）

お昼のトップバッター、西尾です。よろしくお願いします。

それでは通告したとおり、「教員の確保と働き方改革」について質問したいと思います。

近年は人口減少などの影響により、全国的に人手不足が発生し各業種で大きな問題となっています。

隠岐の島町でも医療・介護分野のみならず、民間事業所などでも人手不足の問題が顕在化しており、関係者がその対応に追われているのが現状です。教育分野においても例外ではなく、島根県では令和5年度配置予定の教員の人数が37名不足しており、令和4年度の32名の欠員状態よりも悪化し、教員不足に歯止めがかからない状態となっています。

これらの原因は人口減少によるところもありますが、教員の「働き方改革」が遅々として進まないことも大きな原因の一つと考えます。

教員の採用や人事などに関しては、県教育委員会に一義的な責任はありますが、教員不足で一番影響を受けるのは、教育を受ける本町の子どもたちであり、これらの問題解決においては県任せっきりになるのではなく、本町としても独自の取り組み、県教育委員会と連携した取り組みなどを積極的に行う必要があるのではないかと思います。そこで、教育長に質問します。

本町における教員の確保に関する展望と対策についてどのように考え、どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

また教員の「働き方改革」についてどのように問題把握をし、今後どのように取り組む必要があるか、その考え方をお聞かせください。

○番外（教育長 野津浩一）

それでは、ただ今の西尾議員の「教員の確保と働き方改革」についてのご質問にお答えします。

まず、隠岐の島町の将来的な教員確保の展望と対策をどう考えているかについてであります、議員仰せのとおり人手不足は全国的に様々な業種で発生しており、教員のなり手不足につきましても、全国的な問題となっております。

島根県におきましては、教員採用試験の受験者数の減少に歯止めがかからず、採用試験の時期の前倒しや、経験者採用枠の新設など、採用試験の緩和化、あるいは県独自の教職員の働き方改革の取り組みなど危機感を持ってあらゆる対策を講じております。

本町におきましては、今年度も複数の小中学校で教員を配置することができず、非常勤講師の配置や、管理職が担任業務を持つことで対応するなど、学校に負担を強いいる状況がありました。

隠岐圏域で教員数を考えると大きな不足を生じており、本土からの赴任により相当数の教員を補っていただいております。そのような状況の中、本町出身の教員数は一定程度確保できておりますが、中学校の一部の教科によっては偏りや不足が生じており、教員に負担を強いているということもまた事実でございます。

今後、学校で行うキャリア教育の中で、教職の魅力を伝えるほか、県教育委員会と情報の共有を密にするなど連携を強化してまいります。

次に、「教員の働き方改革について、どのように問題を把握し、どのように取り組む考え方」についてでありますが、県内の取り組みといたしまして、昨年12月22日に、県教育委員会と県内19市町村の教育長が、教員の働き方改革について共同メッセージを発出しました。このメッセージは、現場で働く教職員の声をもとに、「保護者や地域住民に対して、学校への電話は可能な限り勤務時間内に行うこと。登下校の見守り活動の協力。学校に参加を求める会合や行事は可能な限り平日の勤務時間内に開催を検討すること」の3項目について求めるものであります。

本町におきましては、平成31年3月に策定いたしました「教員の長時間勤務縮減に向けた取組方針」において、教員の業務見直しや、学校を支えるスタッフの確保など、教員の負担軽減を図るための取り組みを定めております。

また、スクールサポートスタッフの配置の検討や、超過勤務時間の縮減の取り組みにつきましても、適切な勤務時間の管理を行い、気になる教職員がいる学校につきましては、管理職と面談を行うなど実態調査を行っております。今後もこれらに沿った取り組みにより、教員の「働き方改革」を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○9番（西尾幸太郎）

いくつか再質問をしたいと思います。

本町の教員の配置についての将来的な展望について質問したつもりであるんですけど、答弁の中でその部分に関する答弁がちょっと薄かったかなと思うので、ちょっと具体的に聞きたいと思います。

今、問題となっているのは「第2次ベビーブーム世代」、私が今48歳になる年なんですけど、私よりも5つぐらい上の年がその世代と当たるんですけど、教員の方でも見るとですね、その世代が結構多いのかなという風にも思います。少なくともこの5年から10年先にそういう人たちの集団の退職が迫っている中で、隠岐の島町として5年、10年先にですね、どのように教職員を確保していくけるのかのシミュレーションを行っているのか、そのシミュレーションを行っているのであれば、どのような結果があるのかちょっとお聞かせいただければという風に思います。

○番外（教育長野津浩一）

議員おっしゃるとおりですね、教員の年齢構成についてすごく歪なところがございます。実は、言われてる50代の教員はある程度人数はあるんですけど、実は40代のいわゆる中堅どころですね。特に中学校については不足しておりますので、将来的にこの人らを管理職のなり手も含めて、どうしていくかということが大きな課題ですが、実はこれ県内全部でこういったことが起きておりますので、隠岐の島町でこれをどう補っていくかということは今、考えとしてはまとまった整理した結論は持っておりませんが、これはもう県あげでですね、どういった形で管理職を育てていくか、そしてその一番中心になる世代をどう集めて厚くしていくかということはですね、最初に言ったとおり経験者採用とかいう、教員の中堅の方がもう既に隠岐の島町で1名来ていただいていて、4月に1名来るのでこれで2名になるんですけど、来る予定をしてますので、そういったところもどんどん県教育委員会が採用していくんですけど、隠岐に派遣していただいて、隠岐に住んでいただいて、そういったところを1人、2人の大きな話ではないんですけど、そういったことを積み上げていって何と

かバランスを保っていきたいという風には考えてはおります。

○9番（西尾幸太郎）

問題として把握していてもなかなか直ぐに手立てがないということは、私の方も理解している部分ではあるんですが、例えば、隠岐出身の、他の自治体で教職員をしているような人材がどの程度いるのかという調査、そういうところもですね、例えば、親が介護世代になってきて自分も親の世話をするために地元に帰って、例えばそういった教職員の当てがあつたりとかっていうんだったら帰ってくるような選択肢もとれるのかなと思うんですけど、そのようなアプローチですね、やっぱり出身地からあまりなければそういう就職口とか受入れ先とかも無かつたら、親を呼び寄せてこっちの方で、他所の方で世話をしながら教職員続けようかなというような選択をされるよりも、戻ってきてもらうような選択肢をとってもらうためにですね、そこのあたりのアプローチというのも今後必要になってくるのかなという風にも思いますが、そういうような隠岐出身者で他の自治体、遠くの自治体とかで教員をしてるような人がいるのか、いないのかっていうような調査はされてるんでしょうか。

○番外（教育長野津浩一）

隠岐出身ということで限定では調査は実はしてないんですけど、島根県の取り組みとして島根県出身の方のアプローチを直接的にやってるのは、現在、教員免許を持っておられる島根県出身の方を頼りに手紙を送ったりとか、そういうことは島根県教育委員会としては行っておりますが、その中に隠岐出身の方もおられると思いますけど、具体的に何人にあたつたとかいうことは確認はしておりませんが、そういう取り組みをしております。

○9番（西尾幸太郎）

県の方でも取り組んでるということですので、その辺りも県と連携して町独自で出来ることに関してはしっかりと取り組んでいただきたいなという風に思います。

教育分野に関しては、そんなに僕も詳しいほうではないんですが、調べた限りではいろんな自治体で先進事例として取り組んでいることが、文部科学省の資料なんかでもありました。横浜なんかは専科の教員を小学校なんかに配置して、専門分野に関する授業を専科の先生にしていただいている間に、空いた時間に教員の方が授業準備をしたりとか、あと余裕を持って学校の対応ができるようにそういう工夫をしたり、あとは複数の学校で合同授業などを行って、例えばその合同授業を行っている間に、手の空いた先生がその分余裕ができる見たいな取り組み、あとはICTの環境が整ってきた中で遠隔での合同授業みたいなことを取り組んでいる学校もあるようです。

そういうものを現場が率先して、そういう取り組みが出来ればいいかなと言ったらそれが理想なんすけれど、先ほどの答弁も聞いてたら、なかなか学校現場で教職員の皆さんもそんな余裕がある状態ではないのかなという風にも考えます。

であるならば、やはり教育委員会が率先してそういう調査研究を行って、それを現場の先生方と相談しながら、実際に学校に取り入れていくというような取り組みを「第2次ベビーブーム世代」の退職が控えているこの2、3年の間に、強化して取り組んでいく必要があるのではないかという風にも考えるんですが、その辺りの取り組みについて、今現状を教育委員会と学校現場の方でどのように捉えているのか聞かせてください。

○番外（教育長 野津浩一）

実際の「働き方改革」について現場とどのような協議をしているか、進めているかということです。

小学校でいうと本町7校あるんですけど、実際、勤務時間の普通に考えてですね大変だなということ、それに大変さはあるんですけど、特に感じるのは西郷小学校でございます。一番大きい西郷小学校の「働き方改革」については校長と連携を密にして、いろんなことをお互い提案したり、協議したりして進めております。

ちなみに専科で言いますと、この町には英語専科を1人置いてます。英語が小学校の必須科目になった時に専科を置いて、その先生が各学校を回って、あと各学校で出来る先生がいる所はその先生に任せて、足りないところは専科で回す这样一个ことをして各学校の負担を減らしている。そういうこともしますし、それから、例えば西郷小学校で言いますと各学年2クラスあるんですけど、担任が全部授業をするのではなく、隙間時間につくるようにいろいろ考えて授業を行い学校をあげて検討しています。それぞれの学校でそれぞれにあった「働き方改革」はしてるんですけど、西郷小学校については教育委員会も一緒になって、特に力を入れてやっているというのが現実でございます。

○9番（西尾幸太郎）

特に、西郷小学校を中心に教育委員会と西郷小学校と連携して、そのような取り組みをしているというところは評価したいと思いますし、さらに他の学校にも波及できるように進めていっていただきたいなという風にも思います。

実は、ここからが本題というか「施政方針」の中でも、「学校規模適正化」については、今後検討していくとありました。

この教員の確保、配置、働き方改革については、あくまでこれは個人的な意見になるんで

すけれど、学校の数が非常に足かせというか、非常に大きな問題に、解決のためにはここの部分をやっぱりテコ入れしなければ、なかなかこういった状況の解決は難しくなってくるのかなという風に思います。

今までの「学校規模適正化」の検討委員会の報告などを見てみると、やはりこの教員の配置と働き方についての部分の検討状況がやっぱり薄くてですね。言ってしまえば、本町にある小学校7校、中学校4校についてはですね、自治体規模の生徒数を考えると、やはり多過ぎるんじゃないかなという風には個人的には思います。

今後ですね、「学校規模の適正化」を検討する際に、こういった教員の配置であるとか、働き方に関してですね、しっかりとこういったことも議論の中で検討してもらいながら、本町の「学校規模の在り方」については検討すべきかなと思うんですが、その辺りの教育長の認識をちょっと聞かせてもらっていいでしょうか。

○番外（教育長 野津浩一）

実際いる教員数に見合った校数であったり、学校数であったりっていう意味でしょうか。
（「はい」の声あり）

おっしゃるとおりですね、実は先ほどからずっと県下的に教員が不足しているという話をさせていただいてるんですけど、新聞等でご存じのとおり、例えば大田市であるとか、奥出雲町であるとか、統廃合が検討されてるところがあって教員が余つてくる予測はありますので、そうするとまた隠岐は充足する部分もあるんですけど、隠岐の島町としてどうなるのかというところはですね、教員の数と学校数という部分は私は、今、考えておりません。

今の計画は令和7年度末までの計画であります、その後の計画については今後またいろいろ審議していただいた中で、町としての計画をつくるということになるんですけど、それはあくまでこの町の人口、子どもの数も当然そうなんですけど、立地条件であるとかいろんな面からですね、隠岐の島町にふさわしい学校の在り方というのを検討してもらいたいと思ってまして、その中に教員数が必要かということかもしれません、そのところ今、私は考えてなくて、あくまで子どもの数、それから親の働き方とか地理的な条件とかいろんなことを、そういったところを大切にして検討してもらいたいなという風には現在のところは考えております。

○9番（西尾幸太郎）

現状は学校規模の検討材料の中で教員数は、他方から言わせれば教員は確保して当たり前だというような感覚とか、考え方もあるのかなという風にも思いますが、どうしてもやはり

この人口減少に関しては、もうしばらくの間、これはもう当面止められない事実でありますし、教員の働き方改革、これは“ワークライフバランス”の部分が改善しないと、いくら中学生、高校生あたりが、もしくは大学生が教職員を希望していないかというと、現実は希望されてる方がいるのかなあと。教職員に対して自分はすごくお世話になって自分も学校の先生になって、子どもたちを指導したいという風に考える子どもたちはいるとは思うんですが、ただ一方でその保護者さんたちから言わせると、学校現場の教職員の皆さんは非常にハードワークで、やりがいはあるかもしれないけれど、自分の子どもがなるのを勧めるのかと言った時には、それを全く勧めないという親御さんが増えているのは間違いないのかなという風にも思います。

その辺りの改革をですね、やはり学校の規模なんかも範疇に入れながら、教職員の皆さんがどのような配置をされれば、ある程度余裕を持って教育現場に対して集中できる環境なのかというのも考えながら、この町の学校の在り方というものを見て結論を出さないと、確保して当たり前だと思う認識で学校数なんかを維持していくこうという話は、これはなかなか無理筋な考え方なのかなという風に思いますので、やはりそこだけとか、例えば、これ言ったら怒られるかもしれないんですけど、教育現場においてもですね、その効率化の部分を考えながら、学校の先生、児童・生徒はもちろんんですけど、みんなにとって一番良い環境は何のかっていうものを、教員数は考えないという状況で考えるよりも、教員数の確保であるとか配置の状況であるとかもやはり総合的に考えて検討していくべきなのかなという風にも、教育長の答弁聞いても思いますので、その辺りはですね、今は考えておられないかもしれませんし、今の計画に関しては令和7年度まで続く計画であって、今年から立ち上げて検討するのか、来年度検討するのかはまだ報告聞いてませんので分かりませんが、その辺りもしっかりですね、考えを持って各委員さんたちに検討をお願いするっていうことも必要なかなという風にも思いますが、今一度、教育長の考え方を聞かせてもらってよろしいでしょうか。

○番外（教育長 野津浩一）

そうですね、先生の学校の配置数というのは、国の基準で学級数で決まりますので、それで当然配置をして、それから島根県独自の加配制度とかもあります。

町単独で加配してある部分もあって、そういうところで人が足りなくなってる部分も当然あるんですけど、学校にいる教員でないと出来ない仕事以外の部分は実はあってですね、働き方改革の中には教員が子どもと向き合う時間につくるために、教員じゃなくても出来る部分

をどうフォローしてあげるかと、サポートしてあげるかということを今、私たちは課題として感じてまして、先ほど言った「スクールサポートスタッフ」の配置なんかもそういった面でうまくいければ雇用したいなという風には考えております。

そういうことで、先生の負担が減る、子どもと向き合う時間が増えるということが、大きな改善じゃないかなとは思ってますし、足りない部分を補うにはそういったことしか逆にできないのかなと思ってますが、今、教員がこんだけいるから学校はこんだけでいいということではなくて、やっぱり、ちょっとその視点だけでものは少し考えたくないで、あくまで我々は、教員の負担を軽くするためにどうしたらいいかは検討は進めていくけど、学校の配置についての議論に、教員数をそれぞれ入れることは、今のところ考えておりません。

○9番（西尾幸太郎）

今のところは考えてないということなんですね、これは本町はですね、できれば人口増加に向けて直ぐにでも結果が出ればいいんですけど、本町においても、あと人口はしばらくは減少傾向にあると。

そういうたサポートスタッフとかですね、そういう周辺のスタッフの確保をするのも、言ってしまえば困難な状況になってくるのかなという風にも思います。その中で、やはり学校の数ですね、そのままの状態であるのか、それともそれを変動させるのかっていうところは十分検討の土俵に上がってくるのかなという風に思います。現状はそういった考え方で理解しましたので、今後の検討状況の推移を見守って、また問題点があるなと思ったら質問したいと思います。以上で、質問を終わりたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、西尾幸太郎議員の一般質問を終わります。

次に、1番：岡田智子議員

○1番（岡田智子）

改めまして、こんにちは1番：岡田でございます。

それでは、通告にしたがい「住民の皆さんと協働によりますICTを活用いたしました公共施設の維持管理」について質問をさせていただきます。

日本全国で2040年には、建築後50年以上が経過し老朽化する社会インフラの増加が懸念されておりますが、整備の効率化と最適化には、ICTの活用と住民の皆様の協力が時代の潮流となりつつあります。

その身近な取り組みといたしまして、近年、専用のアプリケーションや普段から皆さん

使っておられますLINEなどを活用いたしまして、公園遊具の不具合や道路や河川の損傷箇所など異常を発見した方が、誰もが簡易に投稿できる仕組みが全国の自治体で広がっております。

島根県におかれましても、土木施設の「パトロール」と「レポート」を県民の皆さんのがご協力していただけるように、通報アプリケーション「パトレポ島根」の運用を平成29年から開始いたしております。これはドライバーの方々や県民の皆さんのが、道路の落石物の発見や、舗装の陥没、また災害などによります護岸の決壊など異常を発見いたしましたら、スマホで写真を撮影し送信をする仕組みでございます。

また、京都府におかれましては、美しい京都のまちを守るため市民の皆さんのが応援隊となりまして、公園遊具や道路の損傷箇所を投稿できるアプリ「みつけ隊」を構築いたしております。この「みつけ隊」は、日頃の維持管理だけでなく、市民力や地域力を生かしました協働型の維持管理を目指しておられます。

例えば、京都マラソン開催時ではランナーの皆さんを安心に安全に応援できるように、公園遊具や歩道に損傷を見つけましたら投稿にご協力をしていただいたり、またこちらも同じ協力の方なんですが、梅雨入り前になりますと、落ち葉や土砂の詰まりがあります蓋にあれば投稿にご協力していただくなど、適宜、調査協力を発信いたしております。

また、「自主活動投稿欄」というものも設けておりますので、「みつけ隊」の皆さんのが自発的に清掃を行った場合、アプリの地図上にピンクの花が咲く仕組みとなっております。このようにICTを活用することで、損傷箇所が的確に把握され、事前の準備や緊急性の判断など対応の効率化が図られるだけでなく、維持管理を見える化するということは、住民の皆さんとの協働のまちづくりの推進に繋がっております。

そこで、町長にお伺いいたします。

本町も今後、民間企業と協働で情報共有プラットフォーム「隠岐びとチャンネル」、これを研究開発する動きがあるんですが、私は、公園遊具や災害なども含めました損傷箇所を投稿できるコンテンツをこのサイト内に開設すべきだと考えますが、町長のご見解をお聞かせください。よろしくお願ひします。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の岡田議員の「住民の皆さんとの協働によるICTを活用した、公共施設の維持管理」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、本町が管理する道路や橋梁をはじめとするインフラは、町民の皆様

の日常生活に欠かせないものでありまして、その適切な管理は本町の大きな責務であります。ご紹介いただきました、島根県の「パトレボ島根」及び京都府の「みつけ隊」は、いずれも住民の皆様が応援隊となり、いち早く危険現場や破損箇所など投稿をいただき、その情報が位置情報とともに管理者へ伝わり、早急な改修に繋がるという大変画期的な取り組みであると評価するものであります。

現在、本町におきましては、ご案内のとおり民間企業と協働し、広報の機能と広聴の機能をあわせ持つ情報のプラットフォーム「隠岐びとチャンネル」これは仮称でございますが、この開発に向け検討を行っております。

議員ご提案の ICT 機器を活用した町民の皆様との協働による公共施設の維持管理につきましては、現在のところ検討は行っておりませんが、町民の皆様の安心・安全な生活の確保とインフラの長寿命化を図る上では、有効な手法であると考えております。「隠岐びとチャンネル」やその他の ICT を活用した公共施設の維持管理につきまして、今後検討を進めてまいりますのでご理解をいただきますようお願いをいたします。

○1番（岡田智子）

町長のお考え、理解をいたします。検討していただけるということで、今後の取り組みに期待をしたいと思っております。

私、この維持管理のコンテンツをサイト内に埋め込むということは、発話や聴覚に障害がある方もお知らせすることができると思っておりますし、維持管理の面から申し上げますと、事後保全から予防保全に切り替わってまいりますので、費用の縮減効果も大きいと思っております。

そこで、この「隠岐びとチャンネル」仮称ですけれども、今後、皆さんに身近で親しみのあるチャンネルになるためにも、私はやはりデジタルの分野においても住民の皆さんとの協働のまちづくり、これが重要になると思いますので、これらを踏まえまして再質問をさせてください。

実は、京都の取り組み、もう少し詳しくご説明させていただきますと、このアプリを開設するに当たりまして、何度も住民の方々と「ワークショップ」を行いながら検討を進めていったそうです。そもそも京都には、長年、“門掃き”という習慣が受け継がれておりまして、自分たちの町は自分たちで守るんだという意識の強い町ではあるんですが、公共土木に対しては専門性が高い、維持管理については情報がないとのご意見が多数寄せられていたそうです。

そこでこの「ワークショップ」を、行政の維持管理における課題を共有するきっかけづくりとすることや、今も意識高い町ではあるんですけども、もっと町の安心・安全に係る視点を持つてもらうこと。そして、三つ目アプリのことなんですが、誰もが簡単に投稿できる仕組みを構築するための実証実験、この三つに重点を当て取り組みを進めたそうです。すると、この「ワークショップ」で簡単に投稿できる仕組みを構築したことはもちろんなんですが、誰もが楽しみながら維持管理に参加できる仕組みづくりであったり、投稿受付けから作業完了まで対応状況を見える化するなど、行政と住民の皆さんとの繋がりを感じられるアプリを開発することができたそうです。

特に、対応状況を見える化したことによりまして、緊急度や重要度など補修に対することなんですけども、こういったことが市の優先順位の考え方、これが市民の皆さんと共有できるようになりますと、維持管理に対する市民の皆さんの理解も深まっているそうです。

そこで、町長にお伺いいたします。

京都府の取り組みをご紹介させていただきましたが、私は“隠岐びと”の心を大事にしたサイトを開設するためには、町民の皆さんと地域性を生かしました「ワークショップ」を行いながら検討していく必要があると考えておりますが、町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願ひします。

○番外（町長 池田高世偉）

住民の皆さんと協働で行うため、住民参加の「ワークショップ」の必要性がありはしないかというご質問でございますが、今の「隠岐びとチャンネル」にいたしましても、まだ今、企業と一緒にになってどのような形で情報発信をしていくかという段階でして、今、岡田議員が言われるその先のアプリ、こういった方法で発信したらどうだというようなこと、また住民が参画してこういう情報が欲しいこういう形でいけばいいというような部分ですが、今、私の中では全くまだそこまで至っておりません。正直な話ですが、今後「隠岐びとチャンネル」の開発とあわせて、また担当部署とこの部分の情報を取得公開する手法について、今回の事例を参考に検討させていただきたいと思います。

○1番（岡田智子）

はい、町長の答弁理解をいたします。

今後、担当部署とまた協議していただければと思っております。

私は「ワークショップ」を行うということは、みんなでいろんなアイデアを出し合いながら、そのプロセスをデザインしていくことにつながりますので、自発的な取り組みにつなが

ると思っておりますし、何よりもデジタル世代の若い方々がこの活動に興味や関心を持って参画していただくことも、期待ができると思っております。

そして今回私は、維持管理という視点で土木に特化いたしましたサイトの提案をさせていただいたんですけども、これ空き家でしたり不法投棄、その他いろいろな分野にでも活用ができるのではないかという風に思っております。

最後になりましたけれども、今、国もコロナ禍を踏まえまして、教育や産業、そして行政サービスとありとあらゆる分野でICTを活用するなど、デジタル社会の実現を目指した取り組みが進められております。ただ、とても便利は便利なんですねけれども、私はデジタル化の推進には、行政と住民の皆さんとをつなぎますアナログな部分、フェイストゥフェイスでのコミュニケーション、これが一番重要であり必要不可欠であると思っております。

「隠岐びとチャンネル」の研究開発は、情報バリアフリーの環境の整備にとても大変すばらしい取り組みだと思っております。だからこそ、これからもしっかりと、アナログな対応は続けていただきながら、住民の皆さんと協働でつくりますデジタル化の推進、これを切に願いまして、質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（池田信博）

以上で、岡田智子議員の一般質問を終わります。

次に、4番：齋藤則子議員

○4番（齋藤則子）

それでは、通告にしたがいまして私の「一般質問」をはじめさせていただきます。

まず「地域の活性化」、特に中村地区に注目してという風に題しました。

9月定例会での一般質問に続き、また活性化問題を中村地区に特化して取り上げますといなながら、全般にわたるような話にもなってくるわけですけれども、地域振興についての町の基本方針、「本町の地域振興」をどう考えるか。また若者が住める「住宅問題」について、また「定住策」についての三点についてお尋ねします。

9月定例会の時の町長のご答弁に、「基本方針」として、町民が地域することは観光であれ産業であれ、町として積極的に支援していくとありました。また、職員の方々と話しても当然同じ答えが返ってきます。

同じく9月定例会のご答弁に役場が住民を引っ張っていくことも必要だが一番必要なのは、地区住民が役場の人間を呼び込んででも、この地域をどうするか、そこで「地域づくり」を

やっていきたいとおっしゃいました。ただこれが私の考えと大きく異なる点です。と言いますのは、活力が大きく減少している地区住民に、役場の人間を引き込むことができれば活性化、活性化と騒ぐ必要はないはずです。

役場がもっと積極的に住民に接触していき、住民が自ら考え方行動するように仕向けていく、つまり指導していくべきだと考えています。活力がなくなっているのに、地区住民が自ら考え方行動するのを期待して、ただじっと座って待っているだけでは町の期待している活性化には至らないと思います。元気のある若い力が不可欠だと思います。

周知の事実ですが、中村地区は昭和 35 年、1960 年です。今から 60 年以上も前の昭和 35 年に西郷町に編入されています。合併と言うべきかも分かりませんが、私はどうも編入のほうが正しいような気がいたします。その後どうなったか、簡単に人口で見ていきますと、当時と令和 5 年を比較すると 72% の減少幅です。60 年たった今、3 割ぐらいしか住民が残っていないじゃないですか。平成 16 年、2004 年に合併した旧 3 村と比較すると一番の減少幅です。ちなみに布施地区は 70% の減少、五箇地区は 59% の減少、都万地区は 64% の人口が減少しています。減少幅が少ない地域ほど活力があります。

例えば、五箇地区は減少幅が一番少なく、実際、当時の池田村長の時代に始められた「花の里づくり運動」が地区を元気にしている一つと見てています。定期的に「こぞって市」も開かれています。昨年は「こぞって会」の代表を引き継いだ、集落支援員の方が UI ターンの移住者に、これまでの活動を発表してもらうイベントを開催し聴衆も 50 人以上いたのではないかと聞きました。その夜は移住者たちの懇親会があり、参加した移住者はとても楽しかったと話していました。

「こぞって市」は一住民が起こした活動ではありますが、役場職員の OB です。今でも現役で活動されています。これらは何を意味しているとお考えでしょうか。五箇では住民が役場に働きかけたからではなく、もともと役場が住民を鼓舞して、今の活力につながっているのではないでしょうか。

地域活性化が全国で呼ばれて、どの自治体も苦労しているのですが、町長は本町の地域振興をどのように考えていらっしゃいますか。本町の地域振興課や支所の役割はどうあるべきとお考えでしょうか、お聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の齋藤議員の「本町の地域振興をどのように考えているのか」についてのご質問にお答えします。

まず、私が考える地域振興についてであります。私は町政をお預かりしてから約7年間、本町に関わる全ての人に「隠岐の島が好きだから」と思っていただけるよう施策を展開してまいりました。このことが定住を促進させるとともに、社会インフラを持続させ、誰もが住みなれた地域で住み続けられる社会の形成に繋がる地域振興であると考えております。

次に、地域振興における地域振興課と各支所及び出張所の役割についてであります。地域振興課につきましては、私の政治理念と「第2次隠岐の島町総合振興計画」とのすり合わせを行い、本町全体の地域振興が図れるよう総合的に施策を展開するため設置しております。

また、各支所及び出張所につきましては、旧村単位におきまして地域の独自性を発揮した活力ある地域づくりに取り組むため設置しているところであります。しかしながら、地域振興は役場職員の力だけで成し遂げることはできません。これまでと同様、全職員に「現場主義」を徹底させ、地域に寄り添った施策を展開してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○4番（齋藤則子）

ご答弁いただきまして、私が質問したのとちょっと違つてたかなという風に考えるんですけども、本町の地域振興課、支所の役割はどうあるべきかということをお聞きしたつもりでしたけれども、もう一つちょっと町長は、地域振興の「地域」とお聞きになって、どういう地域の範囲をお考えでしょうか、お聞かせください。まずこれだけ。

○番外（町長 池田高世偉）

地域をどのように考えるかということでございますが、町政を預かる身として、地域は全町と判断します。

○4番（齋藤則子）

当然、「地域」というと「全町」ということですので、そこら辺で大分齟齬が、私の考えた齟齬が生じているんじゃないかっていう風に考えるんですけども、まず町はそういうことなんですが、地域の住民にとっての地域といえば、例えば中村を例にとれば、湊地区とか浜田とか元屋だとか西村とかいろいろあるわけですね、それぞれの地区に集会所があります。そして、住民自治が行われているわけですけれども、住民は自分の生活の糧を得ながら地区的自治を行っているわけで、町が考える地域とはこの場合、中村全体のことですよね。

これは支所、これとは大分違うわけです。ですから、先ほども申し上げましたけれども、地域の住民が、町民がいろいろな問題というか提案を持ってくれば、支援するっていうようなことなんですけれども、それは中村地区全体のことになるわけですよね。

でも、地区の人たちっていうのは、自分たちは普段働いていて自分たちの生活をやってい るわけで、中村全体のことを、例えば湊地区だと、西村の人が中村全体のことを考えて町 に何かを言いに行くっていうことはないわけです。それをやるのは支所、中村の場合は出張 所になるわけですけれども、そういう何か大きな違いがあるのではないかという風に考えま す。町の役目っていうのは、指導とか支援があると思いますけれども、支援の部分しか何か 認識されていないのではないか、指導の部分が抜け落ちているのではないかという風にも考 えるわけですね。この点については、町長、如何お考えでしょうか。

○番外（町長 池田高世偉）

地区、地域の考え方から、町が指導すべきだということだと思うのですが、まず根本的に 私が言つてないことを理解されてるというのがたくさんあって、私は町が「何も手をかけな い」と言ったことは一度も無いわけで、先ほどもお答えしたように「現場主義」という言葉 を使ってます。課長会で必ず申し上げてるのが職員に「現場に出てくれ」と、「地域に出かけ 話してくれ」ということを、いつもこのことだけは話しています。

そういう中で、役場と住民の皆さんが話し合っていけばいいわけですし、役場が指導す るという部分、引っ張るという部分、何でも「役場がやらんといけん」じゃなくて一緒にな ってやるという点については何ら変わりないですが、「役場がやらないけん言つたけんやる」そ れは、地域であれ地区であれ、全然、魅力もないし、やっても中途半端に終わる、やっぱり 地区の方が「やる気」になって役場をたたいて、「もっとここはしっかりしてくれ」というこ ともあればいいし、逆に役場職員が地域に向かって、「ここはしっかりしなければならない」と 言えばいいし、「役場が何もしない」、「現場に出掛けない」じゃなくて、机に座ってるんじ ゃなくて出掛けますし、一緒にともに働く、協働でありたいと思っています。ですから、長 くなりましたが、あくまでも「現場主義」であるということには変わりませんし、町が主導 というよりも協働という立場で今後も関わっていきたい、寄り添っていきたいと思います。

もう一点、支所の役割はおっしゃるとおり、地域に根づいて地域との話し合いの中から、 地域振興をやっていくことが支所の役割だと思ってます。ですから、先ほど申し上げたよう に、支所はその地域の、地区の独自性を生かした地域振興を行うために設置しているとお 答えをしたところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○4番（齋藤則子）

ありがとうございました。

私がちょっと説明が余りうまくないので、前回と同じようなご答弁をいただいたのではな

いかという風に考えます。

次の質問にまいりたいと思います。これも、そういうことと関連しているわけですけれども、次は「住宅について」お伺いいたします。

平成の大合併までは中村を除く3村は、それぞれが自立して政治を行っていたわけですね。しかし、中村地区は60年前に西郷町編入後は、遠く離れた場所にある西郷町の一部になり余り手当てがなされなかつたということなのではないでしょうか。どういうことかと申しますと、9月にも申し上げましたが西郷町は町営住宅が136戸、そのうち中村地区は6戸だと思うんですけども、しかなく、人口が半分以下の布施地区と比べても7分の1という少なさです。これは中村に若い人たちを住めなくしているとは言えないでしょうか。これでは中村から活力が失われていくのは必然の理です。

地区の体力、活力を上げていくのには若い人、活力のある若い人をいかに地域に呼び込むかを考えて行かなければならぬと思います。そのためにまず欠乏しているのは何でしょうか、「住むところ」ではないでしょうか。

西郷の町部は、今でもどんどん住宅が民間の力により、国や県の支援を得て建てられていますが、中村はそうはいきませんね。建築会社も利益が見込めない所には建てないでしょう。先の丸山知事の定例記者で「東京の一極化が進み、地方の人口減少がさらに加速する傾向で物事が進んでいる」と指摘しています。「日本は滅びの道」を進んでいると。本町も同じ構図にあります。西郷の町部と、それからその他の旧村ですね。

隠岐の島は、滅びの道を進んでいることになりかねないわけです。今、しっかりと対応しないといけないと思います。幸い隠岐の島町には移住者が少しづつ増えています。そのためには、例えば空き家を活用してすぐ住めるように修理し、提供することが必要と考えます。中村は町部と比べて体力が劣りますから、町が手当てをするしかないと考えます。そうすれば自然環境もいい中村に、若い人たちが増えていくのは必然の理と考えます。移住者は多く郡部に住みたがっています。

町長は、如何お考えでしょうか。これに関するお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の齋藤議員の「若者が住める住宅」についてのご質問にお答えします。

中地区における住宅事情につきましては、令和5年第3回定例会における齋藤議員「一般質問」お答えさせていただきましたとおり、町営住宅につきましては、現状におきまして本町全体で確保すべき戸数を超過していますことから、現在のところ中地区への整備の予定は

ございません。

また、空き家につきましては個人の財産であることから、本町が改修を行い、住居として第三者に提供することは現状におきましては困難であると考えているところであります。

しかしながら、空き家の有効活用は定住対策のみならず、景観対策としても有効なことありますことから、村自治会主催で行われました「中村地区の人口減少対策を住宅政策から考える勉強会」に本町の職員を出席させ、定住推進策や空き家への助成制度などにつきましても周知を行ったところであります。

今後につきましても、空き家が有効活用され地域の活性化に繋がるよう、地域や空き家所有者の方に寄り添った施策を展開してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○4番（齋藤則子）

やはり、私の質問がちょっと的を得なかつたようで、前回のとおりのような形になりました、自分もちょっと反省しているところではあるんですけども、私は住宅のことここでも取り上げましたけれども、私が本当に言いたいのは、例えば中村地区は他の旧村と比べても、活性化という観点からは一歩後退しているのではないかという風に考えるんですね。

中村というのは、以前はやっぱり旧3村と同じように非常に活発なところであったわけですが、この64年間の間にですか、余り手当てがされてこなかったからこういう状態になってるんではないかと思うわけですね。

例えば、町部の方では「都市計画課」までつくって、今、「立地適正化計画」に基づいていろいろ整備が行われている。手当てが行われているわけですけれども、その反面、中村地区の方には、たった4戸か6戸の住宅しかなく大きな開きがあるわけです。

やはり、活性化には先ほど申し上げましたけれども若い力が必要なわけです。先ほども町長は「現場主義」を徹底させてとおっしゃってますけれども、現場主義、地域に寄り添った施策っていうのが中村とか見る限り、余り私には見えてこないです。

「立地適正化計画」で、要するに体に例えるならば心肺機能を高めないと各地域に血液が流れていかない、活性化しないということを言ってるわけですけれども、もう中村の場合は60年間ずっと、それが「ほったらかし」と言ったら語弊がありますけれども、余り手入れがなされてこなかつたということが大きな原因ではないかと思うわけです。

いくら心肺機能だけ高めても、各地域には、例えばもう中村に続く血流というの、血液の流れっていうのは、ひょっとしたらもう動脈硬化を起こしてるんじゃないか、そしたら、

いくら心肺機能だけを高めても、中村の方にはあんまり回っていかないのではないか、その内に壊疽して死んでしまう。その内にそれが今度は布施だとか都万だとか、そして今一番の元気のある五箇の方にまで波及していくんではないかという風に考えるわけですね。これは私の飛躍した考え方かも分かりませんけれども、そういう風になるんではないかと危惧するわけですね。

ですので、町長のおっしゃることもずっと私も聞いてきておりますので、分かってはいるんですけども、とにかく、ただただ住民が、町民が言ってこないと、なかなか町主導では活性化に繋がらないっておっしゃってるのも分かりますけれども、もう余りにも事情が悪くなり過ぎていて、その通りにいかないような状態ではないかという風に考えるわけです。ですから、「中村振興特区」のような条例でも作って、本当に手当てをしていかないと遅いのではないかという風に考えるわけですね。

例えば、ちょっと住宅の方から離れますけれども、中村の出張所は60何年経っても未だに出張所で、もういいかげん、ここら辺のことを考えを改めてもいいんじゃないいか、検討してもいいんじゃないいかという風に考えるわけですね。

今、複合庁舎建設が始まってるわけですけれども、そのために事務が煩雑、仕事が増えるからということで職員増やすっていうのも聞いてはおりますけれども、中村出張所には3人しか職員がいないわけですよね。布施には4人、五箇とか都万は7人ぐらいいるわけですね。中村も昔は都万とか五箇と同じような規模の町だったわけです。それが手当てがなされてこなかったから、こういうような事態に陥っているんではないかという風に考えるわけですね。住宅の方からは、ちょっと逸れてしましましたけれども、そういうようなことなわけです。

もし何か、今お答え出来る、していただけるようなことがあるとすれば、ちょっとここで町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田信博）

何もしなかったのではないかと、60年間。おっしゃってますので、そのことについて「した」ならした。「しなかった」ならしなかった。その事も含めて答弁願います。

○番外（町長 池田高世偉）

はい、中地区の「したか」、「しなかった」より、地域振興をどう考えてきたかということですが、特に住宅が4戸しかないというのは4戸というより町営住宅が少ないという点については、現状そのとおりでございますが、それは旧町村の地区への住宅施策の問題であって、やっぱりそれが合併したから中地区に足らんかったと言わればそれまでもないんですが、

旧西郷町として全体をとった時に住宅バランスを考えたら中地区にはそれだけだったと、あと布施、五箇、都万については各村が住宅施策はこれが必要だといってたくさん造ったから、合併した後を見たら旧町村がたくさんあって中村地区が少なかったということなわけで、その面から見ると何もしなかったわけじゃないけど旧西郷町全体の中を見ると、薄かった面があろうかと思っています。自分自身も。

特に県道がそうですが、50年経ってやっと県道改良が完成したぐらい、少し中村は遅れていたというのは個人的にも思っています。

また、地域活性化の点でどんどん壊死していくというような発言、お考えもありましたが、現在、皆さんのご協力のもと中地区に下水道整備を今やっております。また、さざえ村周辺を含めた観光施設の整備もあります。あわせて先ほど話が出てます診療所も含めた中出張所の複合施設も建設します。今、中地区に地域活性化の拠点の施設をどんどん造ってますし、生活インフラの特に「住環境」、住みやすい地域づくりのための下水道も令和6年には完成します。そういう面では、遅ればせながらでも中地域に対する施策を展開していると私は思っています。また、併せて中地域の方々に入っていただいて、旧出張所あるいは診療所も含めた、ものづくり学校も含めて地域活性化のために跡地利用をどのようにするかという委員会といいますか、開催もしておりますので決して壊死していくような地域ではなくて、ますます頑張っていただきたい地域だという風に捉えてます。

○4番（斎藤則子）

まさに今、ご認識いただいてるとおりだと思います。

それで、箱物だけ造れば、手当すればいいのかというとそうではなくて、先ほどから申し上げておりますように、若い人たちを呼び込まなければいくら立派な箱物でも、それが生かされ切れないんじゃないかなという風に考えるわけですね。大変たくさんの遊休施設が残るようになるわけです。

そのために、若い人たちに来てもらうためには、やはり住宅っていうのが非常に重要なってくるんではないかと思うんですね。そのところをもう少し考えていただきたいと思うわけです。

今いる中村地区の人たちで、いろいろ新しくいろんな施設が整備されていくわけですから、それがちゃんと機能していくようになるのかどうかというのは、非常に私は今のままでは疑問に思うところです。住宅に関しては、これまでにします。

次に、「移住者の方々への支援策」についてなんですかけれども、これは「定住対策」なんで

すが「住宅問題」同様、中村に限らず本町全島にわたる問題なんですが、定住促進のための支援が重要な観点になると思います。

個々人が持つ特性が生かせるよう、経済的に自立できるような支援策が必要ですね。9月定例会で町長のご答弁にもありましたように、地域おこし協力隊の卒業生の定住率が県下でも高いというお話をしました。その他にも移住して来ている方が多くいます。みんなが何かしら問題を感じているのではないかと思います。その方たちを繋ぐ必要があると感じています。

実際に五箇支所では、先ほど紹介した事例があります。地域振興課に定住促進係がありますが、どういう取り組みが行われているかについてもお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の齋藤議員の「移住者の方々への支援策」についてのご質問にお答えします。

経済的に自立できる支援策につきましては、まず移住のきっかけとしていただくために、「定住奨励金」、「住宅改修補助金」及び「民間賃借住宅家賃補助金」を準備させていただき、移住を促しているところあります。

また、移住者の方のみならず、本町で生活を営む全ての方々が住みやすさを実感できるよう、就業の面では、雇用を生み出す支援や起業に係る支援、また子育て支援を初めとする日々の暮らしを支えるよう、様々な経済的な支援を行っているところであります。

次に、移住者の方々をつなぐ仕組みにつきましては、令和5年第4回定例会におきまして、牧野議員の「一般質問」にお答えさせていただきましたとおり、現状では本町が主となり設置や運営を行っている仕組みはございません。しかしながら、地域に目を向けてみると、五箇地区で開催された「地域おこし発表会」を企画していただいた団体や、地元の人々や移住者の方々が気軽に集える場所を提供する方がいらっしゃるなど、既に横の繋がりをつくろうとする動きが多くあるように感じております。今後につきましても、齋藤議員と同じ思いをお持ちの民間の方々と連携し、横の繋がりをつくり出す取り組みを行ってまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○4番（齋藤則子）

町としては、そういう繋がりを持てるような機会は提供していないという風に理解しております。ただ、地元の人たちとか民間にそれを任せるのではなく、やはり町としてはいろんな情報を持っているわけですので、移住者の方たちが全員ずっと隠岐の島に定住してもらえるように、みんなでいろんな話し合うことができるような機会はぜひ持っていただきたいなという風に考えるわけですね。

とにかく、有人国境離島の問題の観点からも、いろんな地域にやはり人を呼び込まないと、そういう国の政策にも何か一緒にやっていけないような、そういう状況に陥るのではないかという風に非常に危惧するところがあるわけです。

そういうことで、とにかく中村が一番活性化の点から、先ほども町長がご認識いただきましたように、ちょっと開発からは遅れているっていうところがあるわけですので。ごめんなさい。遅れてるっていうか、ちょっと言葉が悪くて申し訳なかったですけれども、とにかく若い人たちを呼び込まなきゃいけないということがありますので、先ほども申し上げましたけれども、例えば、「特区」ですね、そういう条例みたいなものをつくってでも、もっと中村に「テコ入れ」をするべきではないかと考えます。

ちょっと何か、今日しどろもどろになってしまいまして、言いたいことはいっぱいあったんですけども、一応これで質問を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、齋藤 則子 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、15分間休憩とします。

（本会議休憩宣言 14時45分）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣言 15時00分）

引き続き、一般質問を続行します。

次に、2番：牧野 牧子 議員

○2番（牧野牧子）

それでは、「災害時の各機関や住民との連携」についての質問ですが、能登半島の地震発生から既にもう3か月が経ちました。地震により、今この時間も避難生活を余儀なくされている多くの方がおられることに、本当に心が痛みます。被災された方へのお見舞いを申し上げると共に、亡くなられた方、またそのご家族に心からお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

午前中の先輩議員の質問もありましたが、やはり地震ほか有事があったときの防災組織の初動対応など、「防災計画」に沿った実践活動や島民への周知活動などについて、違った方面から質問させていただきます。

能登半島地震後の報道で、「震源域から離れた場所で地震活動が活発になっており、震源域

周辺ではなく広い範囲で地震の揺れや津波に注意が必要だ」と、気象庁の呼びかけもありました。さらに、輪島市では防波堤や海沿いの岩礁がおよそ4m隆起する現象があり、この現象は滅多にないことであり、数千年に1回の現象だとの報道に脅威を感じました。

今回、私が注目したことは社会的に影響が大きい主要活断層のリスク評価についてです。この能登半島に關係があると見られる活断層は含んではいませんでしたが、今回ズレ動いたと見られる活断層を含め、多くの活断層は日本海側の海底に存在することも過去の調査で分かっています。地震調査研究推進本部提供の資料によると、島根県鹿島原発付近に宍道断層があり、切迫度が高いSランクの主要活断層が存在しているとの調査もあるにも拘らず、原発の再稼働について環境などの多くの議論の末、本年夏から島根原発2号機が再稼働することも決定しています。

しかし、今回、能登半島地方で起きた地震は数千年起きなかつた活断層によるものであつた。日本海側に位置する島根県でも発生しないとは言い切れません。隠岐諸島での地震によるリスクは原発事故が起きた時、または直接津波などの被害が起きた時です。

本町では、「地域防災会議」が行われており、防災計画について求められており住民の方々には、こういった「防災パンフレット」なども全戸配布しています。また、令和5年3月以降、「津波避難計画」や「避難行動要支援者避難支援計画」などの計画も策定しており、計画内容が細かく掲載しております。

しかし、能登半島地震のような有事が隠岐の島町で起きた場合、本町、自衛隊、警察、消防、病院などの公共機関が即座に連携して緊急配備について計画どおりの行動ができるのか。また、地区の自治会が町内で自助・共助の協働がスムーズに実践ができるのか。各地域、各地区の避難行動の把握が役場は出来ているのかと、疑問に感じました。町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、牧野議員の「災害時の各機関や住民との連携」についてのご質問にお答えします。

本町におきましては「災害対策基本法」の規定に基づき、「隠岐の島町防災会議」を開催するとともに、「隠岐の島町地域防災計画」を令和4年3月に改定し、各機関と連携、協力しての「災害予防応急対策」及び災害復旧等の各項目について確認し「減災対策」に努めております。

議員ご指摘の各機関との連携につきましては、「防災会議」において初動対応など、各関係

機関の役割等を再確認したところであり、その実践訓練として昨年度に「島根県総合防災訓練」が実施されたところであります。

また、住民の災害時の初動対応は内閣府より、避難に対する基本姿勢として示されている。「自らの命は自らが守る」の意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることを原則としておりますが、住民の避難行動を迅速かつ的確に促すための情報を分かりやすく提供することが、地方公共団体の重要な役割であると考えます。現在、防災行政無線、町ホームページにおいて「防災情報」を提供しておりますが、本年3月からは、日本海テレビのチャンネルにおいて情報を確認できる「自治体情報発信システム（dボタン）」でも、本町の防災情報等を提供することで情報発信の強化を図ります。あわせて、災害時の避難情報に活用していただく「隠岐の島町ハザードマップ改訂版」を本年3月中に全戸配布いたします。

今後、住民の皆様が防災情報を知る、避難行動に向けた課題に気づく、どのように行動するかを考える場面を創出することが重要ですので、引き続き各地域での防災学習・訓練を支援する取り組みにより、住民の皆様との連携を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（牧野牧子）

少し分かりづらい部分がありましたので、再質問をさせていただきます。

私は災害が起きた時にですね、各公共機関との連携は、いろんな計画とかいろいろあるとは思うんですが、そこにはやっぱり公共機関それが連携して、連絡を取り合いながら、即座に行動ができるということがちょっと大事なのかなと思っておりまして、その中でも公共機関というのは、それぞれ転勤だとか、この庁舎内もそうなんんですけども、部署替えがあったりとかして、この庁舎内の総務課が持つておられる「危機管理室」というのがあるんですけども、そこもずっと同じ方が居られるわけではなくて、毎年毎年代わるので、その横の連携ということの意味もあって、最近ずっとコロナでそういう会議とかもなされてなかったというのを聞いておりますが、やはり、転勤、部署替えそういうこともありますので、コミュニケーションというか横の繋がり、連携の意味で不足してるんじゃないかなと私は感じたので、今回そういう連携について、コミュニケーションとれているのかなということで、お聞きさせていただきました。

それですね、もちろん先ほど町長がおっしゃった、内閣府よりということで「自らの命は自らが守る」の意識を持つというのはもちろんんですけども、やはり緊急に対応できるのかという部分ですね、実は昨年6月、7月でしたけども大久の漁港で不審物が見つかりまして、

撤去するといった事例がありました。その時に関わった自衛隊の関係者の方のお話によりますと、大久周辺の住民の方々に「自主的に避難をしてください」というお知らせをしたら、本当にスムーズに協力してくださったんだ。スムーズに不審物の撤去もできたんだという話も聞いておりまして、それはやはり「自主防災組織」ですね、大久の地区に関しては平成19年から「自主防災組織」もありまして、そういったことで普段から地区での取り組みをしっかりされてるのかなと。そこはすごく、「自主防災」は重要なんだなという風に私は思いました。

一番最初に話をしましたけども、原発の事故だったりとか、そういう事故が起きた時は、特に長期的に支援を受けないといけないとか、特に離島ですので、港が閉鎖するとか、そういった時にも長期的に支援を受けないといけないとか、あと地震、先ほども言いましたけども、直接地震による津波の被害があったときなんかでも、やはり自助・共助とよく言いますけども、そこにおいても自主的な防災意識とか、組織っていう言葉もありますけど、自主防災に関する自分たちの意識ってすごい大事だと思ってるんです。やはり「自主防災組織」が無い地区はどうしていくのかなと、そういったことちょっと聞けたらなと思っておりましたので、再質問でさせていただきます。

町長、横の繋がりってというか連携等も出来ているのか、あとは地区的「自主防災組織」についてですね。もう一つ足しますけども、災害なんかは特に平日のお昼間にあるわけではありませんので、各地区にやっぱり地域の担当職員がいるわけでして、その方がやっぱり表になって率先して動いてくださるのか、この2点再質問させていただきます。

○番外（町長 池田高世偉）

横の繋がりはどうか、「自主防災組織」未組織の地区のところはどうなのか、地区担当職員が働くのかという3点ですが、まず1点、一番大きな部分ではトップ同士のホットラインの直接繋がるものを持ってます。常に練習として連絡を確認して、「通じるな」ということはやっております。

また、人事異動があって十分に対応できるか、それはとんでもないことです。組織として対応しておりますので、人事異動まではきちんと引継ぎで、組織と組織との繋がりをきちんとしております。

「地区自主防災」の未組織の部分については、大変ここが一番困る部分ですが積極的に働きかけをしておりますけども、組織としてなかなか立ち上がらない部分があります。引き続き、働きかけをしながらやっていきたいと思ってます。

地区担当職員が、今、我々持てる地区担当職員が防災の職員となるのかという点については、そうではありません。地区担当職員でありながら役場職員としてのそれぞれの役割がございますので、この部分と地区担当職員とはまた別個な部分での対応となるということです。

○2番（牧野牧子）

ご答弁ありがとうございます。

公共機関それが「ホットライン」があるということでありました。何か以前は、いろんな組織のホットラインのある方々の集まりがあって、懇親会みたいなことにもなるんですけどもコミュニケーションがとれて顔を見ながら動いていたと。

本当に災害は急に、この前の大久の件は不審物を発見して計画的に行われたんですけども、それは事前に計画が出来たからであって、緊急に起きたという時に「ホットライン」があつたからといって、よく話し合いが出来ているとしても、顔突き合わせて会を開いていただいて、どういった方がどういう組織の方だとかいうことも確認しながら、コミュニケーションをとっていただいて、スムーズに動けるような組織作りみたいな形にしていただけたといいのかなと思いました。

もう一つ、少し質問させていただきたいのは、今回の能登半島の地震はですね道路の寸断、先ほども午前中に先輩議員のお話もありましたけども、道路の寸断があり孤立の集落もあつたと。そういうことをすごくメディアで放送どんどんされるわけですね。そういう時にですね、ここは離島ですので、県なのか、町なのか。ここにもし災害が起きた、この道路が寸断された、こここの集落が孤立してるといったことをメディアで取り上げられた時にここは町なのか、県なのか、そこはもう本当に危機管理としてですね、町も「危機管理室」っていう部署もあるわけですので、しっかりとどこの地区が孤立するかもしれないとか、そういうところもやっぱり町としても認識していただきたいということと、あとは先ほどもありましたように自助・共助というのも本当に大事で、「自分の命は自分で守る」っていうのは本当に大切ですので、そこは町が管理するとかではなく、地区、自治会そういうところに避難経路だとか、どこにどういった高齢者の方が一人で住まわれているだとか、そういうところの部分まで町の方たちがみんな知っておかないといけないんではなくて、地区自治会でしっかり防災訓練などもしていただいて把握する、それをやはり、全部を知るんではなくて、この地区にはこういった、どうしても避難するのに共助が必要な家があるだとか、そういうところも町も把握しておいていただけたらなと思いますが、そういうことは把握されて

いるのか、お聞かせ願います。

○議長（池田信博）

さっきの細かい部分で、寸断された時にはどこかいって。その部分から説明して。

○番外（危機管理室長曾我部一彦）

それでは、担当の方からお答えさせていただきます。

まず、どのように避難するかということにつきましては、牧野議員からの質問の中にもあります。全戸配布させていただいた「防災パンフレット」でありますとか、今後、今週のところで配布がなされると思うんですが「ハザードマップ改訂版」等でお示しさせていただいているところでございます。

またですね、2点目は要援護者の避難のことになろうかと思うんですけども、そちらの方も「個別避難計画」等を作る段階でですね、こちらの方で把握しております、「個別避難計画」を作成中でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○2番（牧野牧子）

町の方でも把握してるっていうことで、何かすごく安心感が少し増したかと思います。

それでは、次の質問に移ります「人口減少対策」についての質問をさせていただきます。

前回12月議会で私は、人口減少対策のために国の政策である「地域おこし協力隊制度」を活用して、地域の課題解決と協力隊がしたいことや、やりたいことなど、それぞれの思いを合致させる意味でのサポート体制についてと、また他の理由で移住されて来られた方々との意見交換の場や島外への発信の場を設けるべきでは、といった定住人口拡大のために“よそ者パワー”を活かしてはどうか。といった内容の質問をしました。

その後、町長の答弁などを整理してまた違う角度で、「人口減少対策」について質問させていただきます。全国的に少子高齢化に伴う人口減少は深刻であり、特に地方の人口減少には拍車がかかっています。我が町の人口は、「令和4年度効果検証報告書」によると、自然動態は183人の減であり、毎年250人のお亡くなりになる数もあり、出生数も生まれてくる数も約80人で、大体そういう数字で推移をしている状態であるので人口減少は自然動態によるものに間違いないと考えています。

もう一方で、社会動態を見ると昨年は2年連続して転入が転出を上回り、13人増加しています。やはり移住定住される方々は、島の自然や文化、人同士の交流の心地よさなど田舎暮らしに期待して移住され、その方々に対して、本町の政策である住宅補助などの効果たくさんあります。いろんな補助をしていただいておりまして、そういうことの効果が少しづつ

実ってきているのだなととても評価できることです。

しかし、自然動態の状況に変化がないと予想されていて、引き続きこういった取り組みに期待をしたいと思っています。町長が常々おっしゃる、「生まれて良かった」、「住んで良かった」、この言葉の意味合いは、生まれ育った町が住みたい町なのかが重要であり、他所に学業のために本土に出る学生さん、また本土で就職し能力を発揮する方や、本土で家族を見つける人もいるでしょう。その方々が、生まれ育った町に住みたいと感じてUターンしていただく。そういう方々を増やすことも人口増加につながると考えます。

本町では、「20歳の集い」や還暦半分に当たる「30歳の同窓会」を助成していて、地元の旧友と集う会なども開催されており、各部署が関係人口構築のため、日々努力をされていると承知しているところではありますが、いま一歩物足りないのではないか。例えば、他の自治体で見ますと、滋賀県の甲賀市の例ですが「プチ同窓会」に2,000円の補助金を出していますが、対象の要件として参加者の年齢だとか、人数制限を設け、開催地が地元に限り、移住対策やUターン、就業に係るPRやアンケート実施をする等の要件を満たした方が利用しています。

そういう地元に戻って来やすくすることにあわせて、移住促進をされているので本町もただ助成するのではなく、「帰ってくる人のサポートをしっかりとやっていきます」といった町の姿勢に理解を求めていくことも必要ではないでしょうか。

わが町は離島であるからこそ、ふるさとと身近に行き来ができるような仕組みと支援をすべきではないかと思います。以上のことと、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の牧野議員の「出郷者の方に対するUターンしやすい仕組みづくりと支援」についてのご質問にお答えします。

先ほどの、斎藤議員の「一般質問」に対する答弁と重複いたしますが、私は町政をお預かりしてから約7年間、本町に関わる全ての人に、「隠岐の島が好きだから」と思っていただけよう施策を展開してまいりました。

議員仰せのとおり、このことがUターンの促進にも繋がるものと考えております。また、本町の人口規模から考えればIターン施策も重要であるとは感じますが、Uターン施策に軸足を置き、自然動態の改善を図るべきであると考えております。

しかしながら、これまでのUターン施策につきましては中高生を対象とした「ジョブフェア」やお盆の帰省にあわせ「就職相談会」を開催する程度で、基本的には本人やその家族に

委ねている状況でありました。このことから、高校を卒業し島を離れ、進学される方、もしくは就職される方と繋がり続けることがUターンの促進に繋がるとの考えのもと、新年度からインターンシップやイベント情報など本町に帰省するきっかけをSNS等で発信し、参加を促してまいります。

そして、出郷者の方々とインターンシップ等とのマッチングまで行います。実際に帰省し、地域の人たちと触れ合うことで、学生時代とは違う視点で島のよさを再認識していただき、更なるUターンに繋がる施策を展開してまいります。

また出郷者の方々が、気軽に帰省できるようにするためにには、まず現在島民しか適用されていない「航路航空路運賃の低廉化」を全ての利用者の方々に適用させが必要不可欠であると考えております。本件につきましては、国への要望を継続してまいりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○2番（牧野牧子）

今のご答弁の中に、本町に帰省するきっかけをSNSなどで発信する、出郷者の方々とインターンシップとのマッチングまで行う。あとすごいのは「航路航空路運賃の低廉化」も推進されているということで、ご答弁で町の本気度というものが伝わったと私は認識しております。

しかし自然動態による減少はやっぱり避けられない、だとするなら社会動態が重要になるのかなと思います。しかし、人口減少に真剣に、前向きに歯止めを考えているとしたらですね、ここにおられる執行部の皆さんをはじめ、ここにいる皆様方ですね、子どもさん、お孫さんおられる方もたくさんおいでだと思うんですけども、そういった方々に他所で学校に行ったり、いろんな仕事について大いに活躍されてる方もたくさんおられると思うんですけども、お父様方やお母様方からですね「町のために、帰って来いや」と言い続けていただきたい。もちろん、言い続けてこられてると思うんですけども、これがこの島の人口減少に真剣に取り組むなら、そこっていうのは大事じゃないかなと私は思うんです。

そういうことで、取り組みなどもされているのかと思いまして、ちょっと再質問をさせていただきます。

ちょっと分かりにくかったので、すみません。もう一つ、ちょっと踏み込んで話しさせていただきますと、ここにおられる方も子どもたちに声かけをしていただきたい。前に北小学校の時もあったんですけど、保護者の立場と地区の将来のことを考えるって言ったときに、やっぱり保護者とか親の考え方と、そこの地区をどう守っていくかっていうのは違うと思うと私は言ったことがあるんですけど、ここも町のことを考えていくと、人口減少に歯止め

っていうことと、わが子が活躍していく、そこに本土で活躍するなら、「その子どもたちの考
えで其処におらっしゃい」ということもあると思いますけども、やはり行政に携わっている
皆様こそ、自分の子どもたちが帰って来なくなるような“まちづくり”が出来るので、そこ
は誰に聞くというわけではないんですけども、他所から戻って来れるような“まちづくり”
ですね。行政で“まちづくり”をしてくださってるので、例えば、先ほど教育の面でも人手
不足の話も出ておりましたが、教員をつくるなら自分の子どもたちが他所に行ったときに教
員で戻って来れるような仕組み、看護師されているなら、今、病院でも看護師さんの不足も
ありますので、そういったところの分野の学校に進んではどうかとか、そういった風に仕組
みをつくっていけるようなのはこの組織ではないかと私は思っているので、そういった何
ですかね、我が子、孫らが働く場所、この将来、この島の将来必要とされる資格の取
得をすすめるような仕組みづくりをしていくのはどうかといった聞き方が正しかったと思
ますので、ご質問にお答えください。

○議長（池田信博）

仕組みづくりも含めて、町長お答えください。

○番外（町長 池田高世偉）

町職員が率先して、各家庭で子や孫に帰るように促すような仕組みづくりはということだ
と思いますが、牧野議員個人の考え方は十分理解できました。

ただ、町として町長として職員に「子どもを帰すようにせい」と言うようなことはいたし
ません。それはまた全然別個の問題で、各家庭の考えでありますので、できるだけ帰ってほ
しいということは間違ございません。また帰らない場合でも、帰ってほしいんですが、我
が町にいなくても我が町に貢献する方法はたくさんあると思ってますし、今は人口減少の問
題ですから、定着、定住、帰っていただく施策という意味でご質問されていると思ってます
けども、そこは各職員が考えていただきたいという答弁しかできません。

○2番（牧野牧子）

はい、各個人的な見解になったかと思うので少し質問が違ってたかなと反省しております。

それでは、次の「65歳以上の方々のUターンの推進」について聞きたかったですが、もう
一つは老人人口と呼ばれる65歳以上の方々にUターンをしていただき、そのご家族が行き来
することで関係人口が増えると思っております。

そういった方々のUターンの推進をすべきだと考えておりますが、町長の考えをお聞かせ
ください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の牧野議員の「65歳以上の方々のUターンの推進」についてのご質問にお答えします。

本町のUターン施策につきましては、基本的には年齢に関わらず移住相談等の対応をさせていただいております。議員仰せのとおり、65歳以上の方々にUターンをしていただければ、そのご家族の方々の往来も期待できるところであります。しかしながら、本町の優先すべき課題はいかに「生産年齢人口」を維持していくかであると考えております。

今後につきましても、「生産年齢人口」を対象としたUターン施策に限られた人的資源や資金を集中させていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番（牧野 牧子）

再質問させていただきます。

今のご答弁の中に、やはり若者向けに政策をしているのでということで、なかなか限られた人的資源や資金はそこに集中していきたいんだという考えを確認しました。

私は以前、「定住対策課」という課があった頃にですね「空き家調査」をしておりました。その頃にUターンの方の助成年齢が40歳だったかとちょっと記憶しております。もう今は50歳が対象年齢になっております。かといって、私も60歳過ぎてから議員をしておりますけども、60歳定年世代といつてもですね、まだまだ元気にしておられる方がたくさんおられますので、現在、「定年制廃止」だとか、「継続雇用制度」の導入の移行時期でありますのでね、最初に質問は65歳の高齢世代と申しましたが、やはり少し、退職、今は移行時期ですので退職して田舎暮らしをと考えておられる方も、もしかしたらいるのではないかと思っておりまして、そういうところにも掘り起こしが大事なのかなと私は思ったりしております。

何が聞きたいかと言いますと、そういう年齢の方ですね、関係人口こういった元気な年代の方が戻って来るとしたら、かなりの関係人口から移住定住の促進が出来ると思うので、助成する年齢をあと少し引き上げるといったお考えはないでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

Uターンの中の施策の年齢を上げてくれというご質問みたいですが、まったく年齢を設定してるわけじゃございませんし、どなたでもウエルカムであるわけで、ただ65歳以上の人をしないとは言って無い訳で、重点的に行うのは出来ればそういった方が、生産年齢人口がいいですよということであって、全ての方に対して公平に対応していきたいと思っております。

○2番（牧野 牧子）

町長の答弁、理解いたしました。

実際、お祖父様の仕事を承継したいからということで I ターンをして来る、そしてファミリーも連れて来るといった事例もありますし、本当にお祖父ちゃん、お祖母ちゃんの住宅があって、そこでまた田舎暮らしをしたいといった若者世代もいますので、そういった方にもいろんな住宅の補助だとかもしていただいておりますので、そういうところにもしっかりと引き続き、していただきたいなと思います。

もう質問はありませんけども、今回「人口減少の対策」についての質問だったんですけども、現在、西郷港周辺のまちづくりも始まっているんですけども、いつもお話の中で、児童・生徒さんに「未来予想図」を描いてもらって、いろいろデザインを考えていただいたりとしてると思うんですけども、その子どもたちが島外に出て行くことがあったとしても、やっぱり生まれ育った町に戻って住みたくなる、そういうふうな“まちづくり”になっているのかなっていうのがすごく私は重要だと思っているんです。

最初にそういう話をしましたけども、更に付け加えるとしたら、やはり子どもというのは自分の親だったり、周りの大人を見て育っていきます。“まちづくり”に若者が語られる、若者が語らい合うそういう空間をつくる、そういう“まちづくり”もいいんでしょうけども、やはり育ての親であるお父さん、お母さん方が語らって楽しめるような“まちづくり”になっているのかなと、私は正直思います。自分の親、お祖父さん、お祖母さんが楽しんで暮らしていることが、「島に帰って来たい」と思えることではないかなと思います。子どもが未来を考えるのは良いことですけども、大人がやっぱり笑って楽しんで暮らしている“まちづくり”にする。それが大事なのかなと思っております。

まちづくりも、「子どもさん」っていう言葉がよく出てきますけども、大人向けにも“まちづくり”もしっかりとやっていっていただきたいと思います。

私は「セミナー」とかいろんな町の「談義」とかに出ますけども、結構年齢のいった方だとかはよく見かけます。しかし、子どもさんを育ててらっしゃる年代の方を本当に見かけないんです。そういう方たちが、やはり“まちづくり”もちろん子どもたちが、自分たちが帰って来たい“まちづくり”をするためにそれは大事だと思うんですけども、先ほど言いましたけども、親が楽しめる場所、語られる場所そういう場所をつくるとしたら、そういう“まちづくり”的な時も、その年齢の方を対象に子どもさん向けの事業をするのも大事だと思うんですけども、そういう「セミナー」とか「講座」とかもしていくのが良いのではないかと私は思っておりましたので、そういう提案になりますけども、ひとつそういう

たことも考えていただくのも良いのではと思いまして質問いたしました。

○議長（池田信博）

町長に今後考えていただきますようにということで、私からも言いましたので期待してくださいください。（牧野議員「はい」の声あり）

以上で、牧野 牧子 議員の一般質問を終わります。

最後に、12番：前田 芳樹 議員。

○12番（前田芳樹）

それでは、質問をいたします。

まず一点目ですが、「農地保全と水田耕作体制の将来展望」についてです。

私はですね、「農地保全と水田耕作体制の将来展望」について平成21年の6月、9月、12月、平成22年の3月の各定例会で質問と提案をしたものであります、15年余りの時を経過しましてですね、大きな状況変化がありますので改めて今後の展望と対策について質問をしたいと思います。

まずはですね、旧農業公社の解体からを検証してですね、今後の対策に資するべきではないかという点について述べたいと存じます。

かつて、旧都万村と旧五箇村では「水田耕作放棄地対策」を実行する現業部門を持った農業公社が行政主導のもとに維持運営をされておりました。当時の両地域ではですね、水田の耕作放棄地は極めて少なかったのであります。

平成17年の「町村合併協定」では、農業公社は都万と五箇を合併させて、そのままの組織形態で存続をさせることにはなっておりました。しかしですね、町村合併後の平成21年から1年間当たり1,500万円の補助金支出は多過ぎるから、現業部門を分離民営化させて解体をしろ、そして農業公社は「農地集積円滑化事業」の農地斡旋事務部門だけの業務にしろ、と騒動が起きました、その後の結果といたしましてですね、旧農業公社は現業部門を分離民営化させて、農地斡旋事務部門だけを担うことにして、平成22年3月に解体改組をされました。

平成22年3月定例会では、農地保全対策事業費2,900万円余りが予算計上をされまして、残す農業公社への事業委託として2人分の人工費が1,066万1,000円、組織改編への移行費1,900万円の内訳で議決をされました。私はその議決に1人だけ「反対」をいたしました。その時の理由としてですね、大幅に現業部門への補助金を削減して耕作放棄地対策の組織を瓦解させる危険があること。そして認定農業者を下支えしてきた農業公社の現業部門を瓦解させれば、耕作放棄地の増大を招くこと。そしてまた、組織改編のための財政支出は従前よ

り増加する可能性があること。また公益法人で職員が9人いるというのに、2人分の人物費しか手当をしないであとの7人の身分保障はしないで切り捨てとなつては労働争議になることを指摘しておりました。

その結果ですね、指摘予言どおりの現実となつていると私は思います。

まず一つ目、農事組合法人への民営化後には、それまで30kg玄米1袋12,000円であったものが6,000円を切るという米価の大暴落もあり、肥料、燃油、資材などの物価高騰と相まってですね。ここへ来て、個人、集落営農、認定農業者、農事組合法人など全ての民間営農形態での水田耕作は困難になつてゐます。このまま放置していくば、10年を待たずして遠からず民間営農者はほとんどが廃業せざるを得なくなります。

耕作放棄地対策の組織は、瓦解に至る目前に來たということでもあります。同時に耕作放棄地は増加の一途であります。現業部門を持たない農業公社が、耕作放棄地を減らすことはできないという現実もはつきりしたと思います。つまり、現場作業を実行できる現業部門の連動がいかに重要かが分かりますし、現業部門の分離民営化は失敗策であったとさえ私は思います。

つい最近のいい例があります、認定農業者が水田転作の補助金受給をしながらですね、繁殖牛の牧草を耕作しておりますが、体調不良で耕作放棄をして、後始末もしないで水田を荒廃させ、農地を斡旋しております農業公社は水田回復のための後始末作業と次の耕作引受け者を探すのに苦慮した事例がありました。

現業部門を持たない農業公社が、水田を左から右へ耕作者を変更しようとしてもですね、大きな限界があると思います。認定農業者は、水利と土質と地形ですね、条件のよい場所しか引受けをいたしません。また家族経営ではですね、労力と経営資力で限界域に達しているのではないかでしょうか。

農業公社は、現業部門を持たないので自ら耕作はできません。結局、町の農業施設を利用している旧農業公社の現業部門であった農事組合法人に懇願、無理強いするしかなかつたのでありました。つまりですね、ちょうど農業施設を利用しているこの旧農業公社の現業部門、農事組合法人がですね、耕作放棄地対策の組織の最後の砦であることがはつきりしたわけでもありました

この農事組合法人は、発足時には耕作面積が約13haであったものですね、今では3倍の40haにもなつております。最後の砦の役目を果たしています。今後はですね、この現場作業の最後の砦は瓦解させないように手厚い保護政策を施していく必要があるはずです。

次に、従前では補助金支出は年1,500万円前後で済んでいたものが、事務部門だけの現農業公社への補助金は次第に増加をしておりまして、直近の令和5年度ではですね2,900万円もの財政支出がなされ、そしてまた今年度、6年度予算では3,000万円が計上されているわけです。甚だしく増加して倍以上にまで至っているわけです。残した、農業公社の事務部門に対する財政支出は当時の予想をはるかに超えておりまして、これは一体どうしたことだとさえ思うのであります。

次に、公益法人の職員の解雇はですね、民間人の解雇とは格段に異なって困難なことあります。実際に労働争議に至ったわけでもありましたし、事前協議と身分保障が欠けていたと思われます。

今後に同様の公益法人の人員整理事態が発生したときには、参考にするべきであります。以上、旧農業公社解体から検証し、今後の対策に資するべきではないでしょうか。

これらをもちまして、「今後の水田耕作体制の確立に対策を講ずるべきではないか」という点について伺います。

認定農業者の営農への支援はもちろんでありますけれども、そしてまた繰り返しになりますが、耕作放棄地対策の組織の最後の砦である町の農業施設を利用している旧農業公社の現業部門であった農事組合法人への手厚い保護政策が必要になっていきます。

耕作放棄地の最後の受皿でありますから、農事組合法人への農地の集積が益々増加もしております。今後もこの増加傾向は確実に進んでいくと思われます。対策としてですね、現段階では都万地区と五箇地区では、町の農業施設を利用して農事組合法人への施設の指定管理料を支払ってでも経営を支援してやり、組織の維持存続を図ることは必要であろうかと思いますが、企業的経営体で若い世代の後継者を育てる、育成することも同時に必要なことになっていると思います。

次の段階ではですね、中村、西郷、那久の地区にも水田耕作のための町の農業施設を設置するとか、認定農業者たちを主にして集約をした農事組合法人を形成させて、耕作放棄地対策の現業部門の企業組織化を図ってはどうでしょうか。

本町の田園風景を守って農地を荒廃させないためには、今後の水田耕作体制の確立に対策を講ずるべきときではありませんか。町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の前田議員の「農地保全等水田耕作体制の将来展望」についてのご質問にお答えします。

まず、農業公社への補助金についてであります、平成 27 年当時の農地集積面積が 90ha であったものが、令和 4 年末には 226ha と 2.5 倍となっており業務量が大幅に増加していることから増加したものであります。

また、分社化したことにつきましては、公益財団法人は利益を上げることができないため、やむを得なかつたものと考えております。旧農業公社の農事組合法人には、離農が進む中で五箇地区を中心に農地を引き受けさせていただいていることは事実であります、まとまった農地を耕作する方が健康上の理由で大幅に規模を縮小された事例が昨年は町内で 2 件ございました。個人経営の場合は、このリスクが伴いますので農事組合法人化を促すことが重要であると考えております。

指定管理施設におきましては、施設の運営以外の部分で支援することは困難であります。また、後継者育成につきましては、現在町内を 21 ブロックに分け、その地域の方と話し合いながら「地域計画」を作成しているところであります、その中で、農地一筆ごとに担い手を張りつける「目標地図」を作成しております。

そこで、担い手に位置づけられた場合は補助事業の活用が有利になりますので、国・県と連携して支援してまいりたいと考えております。

また、先日閣議決定された農政の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」の改正案におきましては、農業法人の経営基盤の強化やスマート技術を活用した生産性の向上に取り組むとされています。そこには新たな支援策も創設されると思われますことから、その支援策を積極的に活用していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○12番（前田芳樹）

再質問ではありませんけど、一言だけを申し上げておきたいことがあります。

現在の取り組みの概況は分かりましたけれども、水田耕作の現場はですね、限界の目前にあると思われます。施設の運営以外の部分での支援をというのではなくて、まずは施設の運営そのものに指定管理料を設定するとかして支援をしてはどうかというところです。

何れにしても事態は深刻化しておりますので、水田耕作体制の確立にしっかりと取り組むべき時だと思いますので、対応するべきだと思いますね。

次にまいります。二点目ですが、「町営牧野の雑灌木除去」についてです。

笠松牧野の雑灌木を除去して、活用できるようにするべきではないでしょうか。

平成 24 年度に開設をした笠松牧野は、繁殖和牛の放牧用として巨費を投じて開設をされま

した。約 20ha もの広大な牧野で繁殖和牛の増頭に相当寄与するものと期待をされていましたが、現況は松を主体にして灌木や倒木で覆われております、余り利活用されていないのではないかでしょうか。県道からの入り口付近では牧草地が全く見えません。こんな状態で良いはずはありません。開設から間もないというのにですね、なぜこのような状態になってしまったのか。町有地だから、地権者に賃借料を支払わなくてもよいのはいいとしてですね。牧野組合などとの連携が取れていないのではないかと推測をします。定期的な見回りと維持管理体制はどうなっているのでしょうか。

また、早期に回復をさせて、今や重要産業になっている繁殖和牛の増頭のために利用ができるように、早急に対策を講ずるべきではないかと思いますが、如何でしょうか。町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の前田議員の町営牧野の雑灌木除去についてのご質問にお答えします。

笠松牧野につきましては、放牧用林地として整備しておりますので全ての流木を伐採したわけではなく、木を残しながら放牧できるように整備したものであります。また、国道から奥まったところに切り開かれた牧草地があるため、見た目では活用がなされていないのではないかと思われたことと思いますが、令和 5 年には親牛 7 頭と子牛数頭の放牧実績があります。この牧野は、比較的多くの林地部分が残されているため、今後さらなる増頭が見込まれた際には、林地部分を草地化することで増頭対応が可能であることから、非常に重要な牧野と考えております。

維持管理につきましては、指定管理者であります「隠岐の島町牧野管理組合」が、通常の維持管理を行っております。全体的に公共牧野における雑灌木の繁茂は問題となっており、牧野管理組合に対して、今年度及び新年度におきまして雑灌木を小さいうちに処理する機械の購入補助を行うこととしております。

公共牧野は畜産経営の低コスト化のための重要な施設であると考えており、牧野管理組合と連携し適切に管理してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○12番（前田芳樹）

恐縮ですけども、少し再質問をいたします。

まったく利用されていないわけがないことが分かって、安心をしました。

ただ、20 町歩の面積で親牛 7 頭、子牛数頭のみの報告では活用をされているとは言えません。1 町歩当たり 1 頭ぐらいまでの利用はされるべきだと思いますし、林間牧野であること

は知っています。開設した時に全域を歩いて見てますので、全体がどういう牧野であるかということは知っております。

ですので、利用者の人も牧草の生えが悪いとか言ってましたんでね、そこらの対策も必要かと思います。それでですね、入り口から見ての現状は、牛の歩く道に倒木が横たわっている、それから新たに生え上がった松が茂っているんです。管理不十分としか私には見えないんですよ。それでですね、開設してから後に生えた雑灌木の伐採除去は1回もしていないじゃないかと思うんです。そこは私は分からないですけどね。

ですので、出入口は県道に直面しております「牧野看板」でも出して、安全注意の配慮ぐらいをしてはどうでしょうか。もう少し牧野組合と連携をしながらやるとおっしゃってますので、これ当然の話ですね。もっと7頭どころじゃなくて20頭ぐらい、年間、数か月間放牧できるような状態にするべきだろうと。今まで投資した財政支出が生きてくるわけですから、そこを今後、対応策をとらせるようなお考えは持てませんか、ということを町長にお伺いしたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

20頭程度の放牧ができる草地整備、牧野整備と看板等ということでございますが、十分に現地踏査した上、牧野管理組合と管理者と協議して検討させていただきます。

○12番（前田芳樹）

以上で、終わります。

○議長（池田信博）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

来週3月11日、月曜日は定刻より「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

（散会宣言 16時14分）

以下余白